

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年3月27日

【事業年度】 第16期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

【会社名】 株式会社日本アクア

【英訳名】 Nippon Aqua Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 文隆

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目16番2号

【電話番号】 03-5463-1117(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 佐藤 昌司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番2号

【電話番号】 03-5463-1117(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 佐藤 昌司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	14,406,308	15,608,255	18,052,875	19,417,166	21,366,509
経常利益 (千円)	1,016,877	1,404,154	1,419,350	764,693	1,909,431
当期純利益 (千円)	137,371	979,314	941,270	489,374	1,275,023
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,789,164	1,887,899	1,893,849	1,901,969	1,903,369
発行済株式総数 (株)	34,724,500	36,135,000	36,220,000	34,736,000	34,756,000
純資産額 (千円)	5,590,829	6,663,554	5,508,544	5,885,216	6,843,033
総資産額 (千円)	11,254,846	12,596,854	12,806,320	14,381,771	15,379,153
1株当たり純資産額 (円)	161.00	184.40	171.31	182.36	211.88
1株当たり配当額 (円)	3.00	3.00	4.00	10.00	17.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	3.97	27.61	27.84	15.19	39.50
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	3.82	27.18	27.74	15.16	39.48
自己資本比率 (%)	49.7	52.9	43.0	40.9	44.5
自己資本利益率 (%)	2.5	16.0	15.5	8.6	20.0
株価収益率 (倍)	110.3	15.0	17.9	28.8	15.9
配当性向 (%)	75.5	10.9	14.4	65.8	43.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	748,999	1,502,787	447,013	359,164	1,657,289
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,501,950	834,310	492,789	39,758	769,841
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,645,621	489,172	547,643	316,219	902,724
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,390,500	2,569,804	1,976,384	1,893,680	1,878,403
従業員数 (名)	423	418	427	445	475
[外、平均臨時雇用者数]	[ 3 ]	[ 5 ]	[ 3 ]	[ 3 ]	[ 4 ]
株主総利回り (%) (比較指標: 配当込み(%))	52.5 (112.1)	50.1 (112.4)	60.5 (137.4)	54.4 (115.5)	78.9 (136.4)
最高株価 (円)	835	464	573	500 547	758
最低株価 (円)	320	261	363	322 493	400

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資損益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第15期の1株当たりの配当額10円には、東証市場第一部上場記念配当4円を含んでおります。
5. 最高株価及び最低株価は、2018年3月1日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2018年2月28日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、第15期の最高・最低株価のうち 印は東京証券取引所(マザーズ)によるものであります。

## 2 【沿革】

年月	概要
2004年11月	硬質ウレタンフォームの現場吹付発泡による住宅用断熱材の施工、販売を目的として、名古屋市南区に株式会社日本アクアを設立  名古屋市南区に名古屋営業所を開設
2005年 9月	東京都町田市に東京営業所を開設し、関東地区に進出
2007年 1月	本社を名古屋市南区から同市瑞穂区に移転  大阪府吹田市に大阪営業所を開設し、近畿地区に進出
2009年 2月	株式会社桧家住宅（現 株式会社ヒノキヤグループ）が当社株式を譲受け、同社の連結子会社（持株比率87.5%）となる。
2009年 4月	本社を名古屋市瑞穂区から横浜市港北区に移転
2009年 5月	福岡県久留米市に福岡営業所を開設し、九州地区に進出  広島市中区に広島営業所を開設し、中国地区に進出  仙台市宮城野区に仙台営業所を開設し、東北地区に進出
2010年 4月	新潟市中央区に新潟営業所を開設し、北陸地区に進出  静岡市葵区に静岡営業所を開設し、東海地区に進出
2011年 4月	愛媛県松山市に松山営業所を開設し、四国地区に進出
2012年 6月	札幌市東区に札幌営業所を設置し、北海道に進出
2013年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2014年 3月	本社を横浜市港北区から東京都港区に移転  横浜市緑区にテクニカルセンターを開設
2014年12月	名古屋市港区に新社屋を開設
2015年 4月	佐賀県鳥栖市に新社屋を開設
2015年10月	岡山市北区に新社屋を開設
2015年11月	大阪市住之江区に新社屋を開設
2016年 9月	仙台市宮城野区に新社屋を開設
2017年 6月	さいたま市桜区に新社屋を開設
2018年 3月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2019年 7月	不燃性断熱材アクアモエン®を販売開始
2019年 9月	新潟市東区に新社屋を開設

### 3 【事業の内容】

#### (1) 当社の事業の具体的内容

当社は、建設業法による建設工事業種区分で熱絶縁工事業に属し、断熱材（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（注））の施工販売を主な事業としております。

注．硬質ウレタンフォームとは、NCO（イソシアネート）基を有するポリイソシアネートとOH（水酸）基を有するポリオールを、触媒（アミン化合物等）、発泡剤（水等）、整泡剤（シリコン系）などと一緒に混合して、泡化反応と樹脂化反応を同時に行わせて得られるプラスチック発泡体です。この硬質ウレタンフォームは、小さな泡の集合体で、泡の中に熱を伝えにくいガスが封じ込められるため、長期にわたって優れた断熱性能を維持します。

#### 戸建住宅向け断熱材の施工販売

戸建住宅分野での受注先は、全国展開のハウスメーカーや地域のハウスピルダラー、工務店、自治体等です。また、受注機能の強化や代金決済の安定化を目的として大手建材商社の商流を活用しており、建材商社を直接の受注先とする場合もあります。これらの販売先に対し、顧客ニーズに合わせた提案営業を行うことにより、販売する住宅に全棟標準仕様またはオプションとして採用されております。

施工に際して、当社は自社施工部門での直接施工、または認定施工店に対する外注施工をもって対応しております。

認定施工店は、当社が断熱材の施工を外注するにあたり、遵法性、施工能力を有する等、当社の定める一定基準を満たし、当社が認定した事業者のことをいいます。2019年12月末現在の認定施工店は315社です。

自社施工部門は、全国各地区での受注に対して機動的に対応すること、認定施工店の技術指導を目的として、2011年12月期から本格的に稼働させたものです。2019年12月末現在、当社は全国に19カ所の工事部門を有しており、自社による施工を行っております。

#### 建築物向け断熱材の施工販売

当社は、戸建住宅以外の建造物を「建築物」と定義しております。受注先は主に総合建設業者（ゼネコン）であり、施工対象はマンションのほか、病院、学校、オフィス、冷凍倉庫などであります。

建築物分野では、多くがコンクリート建造物であり、戸建住宅の場合とは原料の種類が異なるほかに、吹付け作業に要求される技術や作業環境等に違いがあり、建築物分野における受注に対しては、原則的に自社施工で対応することとしております。

建築物分野に進出した結果、当社が工事に使用する断熱材原料は、下表の5種類となっております。

#### 取り扱い断熱用ウレタン原料

原料種類 (JIS規格区分)	原料仕様名	施工対象	主な発泡方法 (注1)	発泡倍率 (注2)
A種3	アクアフォーム®	木造住宅	化学発泡 発泡剤 水	100倍
A種1	アクアAフォーム (注3)	コンクリート建造物	化学発泡 発泡剤 水	30倍
A種1H	アクアフォームNEO	木造住宅 コンクリート建造物	物理発泡 発泡剤HFO	30倍
B種	アクアBフォーム	コンクリート建造物 冷蔵庫	物理発泡 発泡剤HFC	30倍
A種1H	アクアモエン®(注5)	コンクリート建造物	物理発泡 発泡剤HFO	30倍

- (注) 1．アクアフォーム、アクアフォームNEOには防蟻(防虫)性能を有する仕様の製品があります。  
2．発泡倍率とは、原料と比較して同じ質量の断熱材が何倍の体積となったかを示す値をいいます。  
3．B種で使用している発泡剤HFCは、ハイドロフルオロカーボンの略称で、高い地球温暖化係数を有するため、段階的な削減が予定されております。  
4．A種1Hで使用している発泡剤HFOは、ハイドロフルオロオレフィンの略称で熱伝導率が小さい発泡剤です。オゾン破壊係数がゼロである上に地球温暖化係数が1未満とわけて低く、地球温暖化防止に役立ちます。  
5．アクアモエン®は2019年7月に販売開始した不燃性断熱材であり、2019年7月12日付で、建築基準法に定める不燃材料の規定に適合するものであることを国土交通大臣により認定されました。アクアモエン®は、建築現場の要望から生まれた耐炎特性を持つJISA9526に規格される建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームで、耐熱性に優れたイソシアヌレート結合を多く含む特殊樹脂配合により高い耐炎性能を実現できました。建築現場では、溶接や鉄骨溶断、溶接の火花が発生し断熱材に引火する等で稀に火災が発生することが

ありますが、アクアモエン®は、高い耐炎性能を発揮し、建築現場や日常の火災リスクから安全を確保します。

#### 商品販売

当社は、以下の商品販売を行っております。

##### a. 施工機械の販売

主に認定施工店に対して、吹付け作業に使用する施工機械・機械部品を販売しております。

##### b. 原料の販売

認定施工店への原料有償支給とは別に、原料のみを施工業者に販売しております。

##### c. 副資材（断熱関連商品）の販売

断熱材工事に併せて使用し、断熱効果及びその他の住居快適性を強化するための遮熱材、透湿・防水材などの関連資材を自社ブランドで販売しております。

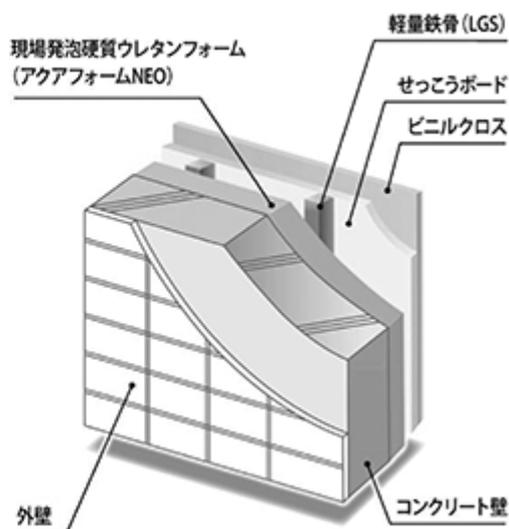
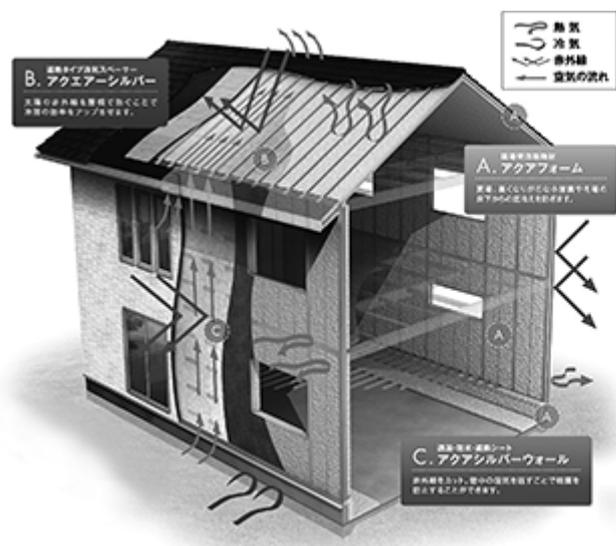
#### 主な取り扱い断熱関連商品

商品名	用途	販売方法
アクエアースルバー	通気層確保用遮熱スペーサー	アクアフォーム®の自社工事又は外注工事と一緒に工事使用分を提供 受注工事と別に単品で販売
アクアシルバーウォール	壁用遮熱・透湿・防水シート	
アクアパッキン	基礎気密パッキン	
アクアスルー	棟換気部材	
アクアフォーム1液性ハンドタイプ	断熱補助・結露防止など	

(注) アクエアースルバー、アクアシルバーウォールは当社の登録商標です。

##### d. 住宅機器・システムの販売

エコ住宅志向の高まりを受けて、換気システムや24時間全館空調システムなどの機器・システムの販売取り扱いを開始し、断熱材の施工販売に留まらない総合的な提案営業を推進しております。



断熱施工例

## リフォーム断熱事業

当社は、住宅政策において、中古住宅・リフォームが強化されたことに対応するため、新しいシステムにて断熱リフォームへの以下の取り組みを開始しております。

### (1) 断熱リフォーム用施工システムの開発

- ・小型化、軽量化した移動可能な発泡機械システムの開発（特許取得済）。
- ・狭小地、マンション等あらゆる現場に対応するため、持ち運びを可能に。

### (2) 断熱リフォーム事業者の開拓

- ・小規模現場に対応可能な施工協力店を全国で募集。
- ・断熱専門メーカーとして、省エネ・性能向上リフォームの促進・提案。

### (3) 新たな商流の開拓

- ・断熱リフォームの市場を構築するために、ホームセンターの商流を通して一般消費者に断熱リフォーム工事の施工・販売を促進。
- ・マンション・ディベロッパシリーズの大手リフォーム会社との提携を強化。

### (4) ブローイング事業の展開

- ・環境省より「産業廃棄物広域認定」を取得し、名古屋・仙台に工場を設置しております。ブローイングとは、アクアフォーム®の端材を回収し再利用する吹込み工法で、「アクアブロー」（特許取得）は、資源のリサイクルで無駄がなく、環境に配慮した断熱材となります。この産業廃棄物広域認定の取り組みが日本建設業連合会に評価され、建築物向け断熱材部門の受注に繋がっております。

## (2) 当社の事業の特徴

当社の事業の特徴は、以下の3点です。

### 事業体制

断熱材施工販売について、国内全域を受注可能とする40営業所（2019年12月末現在）の全国ネットワークを有しております。また、当社仕様による原材料の調達・製造・販売から、断熱設計、遮熱材など関連資材の販売、現場施工までのサービスを一貫して提供する体制を構築しております。

### 施工体制

全国で提携する当社認定施工店と自社施工部門との2つを組み合わせ、迅速かつフレキシブルに対応できる施工体制を構築しております。受注と施工のバランスは当社事業の重要な鍵であり、受注工事を全て顧客の要望通りに施工できる体制作りに注力しております。また、国家資格の熱絶縁施工技能士1級の資格取得など現場スキルの向上やテクニカルセンターでの研究開発の成果を、自社のみならず認定施工店に対する指導に反映させ、施工品質の維持向上を図っています。2017年3月に環境建築省エネルギー機構（IBEC）より現場施工型優良断熱施工システムの認定を取得いたしました。

### 製造体制

全国で受注した断熱施工を一定の品質で提供するために、当社は断熱材の施工に必要な原料の製造を2015年から開始いたしました。当社の断熱材に必要な素材を国内外から調達し、全国の提携している委託製造会社にて製造して当社の拠点及び倉庫にて保管します。当社の製造する鉱工業品(自社製造原料)及びその加工技術の工場並びに事業場について、2016年10月にJISマーク表示製品として認証を取得いたしました。

## (3) 当社の断熱材施工の特徴

当社の主力製品アクアフォーム®（登録商標名）は、グラスウール（注1）等の繊維系断熱材と異なり、住宅等建設現場で施工機械を用いてウレタン原料のポリオール（注2）とイソシアネート（注3）を混合、吹付け、発泡させ、原料が有する自己接着力により接着・硬化し、断熱材としての機能を発揮します。このような現場発泡による断熱施工は、建物の壁、床、屋根裏等に行っており、その特徴は以下のとおりです。

注1．グラスウールとは、短いガラス繊維でできた綿状の断熱材。優れた吸音効果があるため、スピーカー等や防音室の素材として用いられています。

2．ポリオールとは、水酸基（OH）を含有する化合物のこと。ポリウレタンの原料となります。

3．イソシアネートとは、NCO（イソシアネート）基構造を持つ化合物のことです。水酸基（OH）を有する化学成分及び水と化学的な結合をしポリウレタンの原料となります。

断熱性

アクアフォーム®は、発泡後の硬質ウレタンで密閉された細かな空気の層で断熱することにより、熱伝導率が0.036 W/(m・k)(JISA1480) 以下と、経済産業省及び国土交通省の定める「H28省エネ基準」にも対応しています。

熱伝導率とは熱の伝わりやすさを表すもので数値が小さいほど断熱性に優れています。

JISA9526の試験方法によるとアクアフォームの熱伝導率は 0.034W/mK となります。

W/(m・k)は、熱伝導率の単位(ワット/メートル・ケルビン)であり、数値が少ないほど断熱性能が優れていることを示しています。

気密性

原料のイソシアネートは、水を含む原料のポリオールと混ざることにより化学反応を起こし、化学的な結合により基材に密着する性質を持っています。アクアフォーム®を使った現場発泡吹付けにより断熱材が隙間なく充填され、施工面に密着し、高い気密性を発揮します。

吸音性

アクアフォーム®は、発泡したウレタンで空気を閉じ込め、連続した気泡を作り断熱を行う構造のため、断熱材が隙間なく充填されることにより、隙間から入り込んでいた外部の騒音や気になる内部の生活音の漏れを防ぐとともに、優れた吸音性を有します。

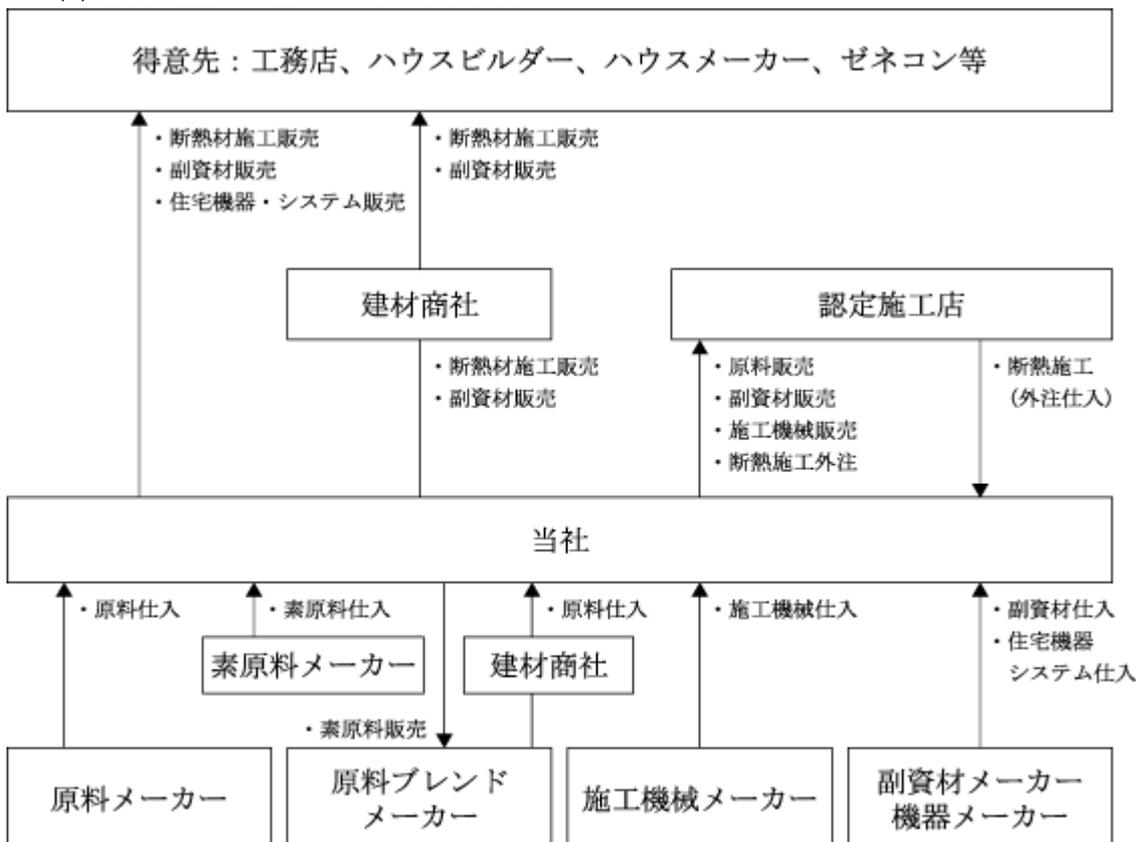
透湿性

年間を通して湿度が相対的に高いという日本固有の気候に適合するよう、適度な透湿性を保つ機能を有し、木造建築物の結露を防ぎます。

難燃性

アクアフォーム®は、約300~400 で固体の状態での燃焼、炭化するため、火災の際にも熱で溶けて一気に燃え上がる危険はありません。アクアモエン®は更に高い耐熱性を有しており不燃材料の国土交通省認定を得ております。

(4) 事業の系統図は次のとおりであります。



(注) 原料ブレンドメーカーとは、素原料メーカーより素原料を仕入れ、国内ユーザー向けにブレンドして供給するメーカーのことをいいます。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社) 株)ヒノキヤグループ (注)1.	東京都千代田区	389,900	持株会社	被所有 54.80	株式の被所有

(注) 1. 有価証券報告書提出会社であります。  
2. 子会社 1社(非連結)

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
475(4)	35歳 1ヶ月	4.0年	4,397

(注) 1. 従業員数は就業人員です。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。  
なお、臨時従業員には、契約社員、嘱託契約の従業員、パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

当社の事業は、熱絶縁工事業及び付帯業務の単一事業であり、セグメント情報を記載しておりません。なお、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりです。

事業部門の名称	従業員数(名)
営業部門	218(2)
工務部門	188(-)
管理部門	69(2)
合計	475(4)

(注) 1. 営業部門には、営業事務員を含み、工務部門には技術部員を含んでおります。  
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。  
なお、臨時従業員には、契約社員、嘱託契約の従業員、パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

##### (2) 労働組合の状況

該当事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中において将来について記載した事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社は、「人と地球に優しい住環境を創ることで社会に貢献」することを経営理念としております。断熱等を目的とした、総合ウレタン原料・製品サプライヤーになることで、この理念を実現していく方針です。

#### (2) 目標とする経営指標

経営の基本方針を遂行し、サービスを持続するためには、スケールメリットを活かせる一定規模以上の売上高と、高い収益性の維持が当社経営に不可欠と認識しております。すでに現場発泡ウレタン断熱施工の実績では日本トップとなっておりますが、さらに高い売上高を目指します。収益性については、自己資本利益率(ROE)で15%、配当方針としては配当性向50%を目指します。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略

##### アクアフォーム®採用棟数の拡大

当社は、アクアフォーム®の採用棟数を拡大させるために、営業所の開設、施工能力の強化、価格競争力の強化を進めてまいります。断熱施工の営業は、地域密着で地場工務店、ビルダーへアプローチすることが基本であるため、従来手薄だった地域へ営業所の開設を進めてまいります。施工能力の確保も重要であり、自社工務の施工能力の強化と併せて認定施工店の施工能力の強化を図ります。

木造戸建住宅の断熱施工は、基本的に認定施工店に委託し、建築物(木造戸建住宅以外)への断熱施工は、自社工務及び当社の独立支援制度で独立した認定施工店で行う体制を構築してまいります。既存の認定施工店の施工能力の拡充と併せてインターネットサイトを利用した新規認定施工店の獲得にも力を入れるとともに、自社工務人員の育成を強化し、さらに独立による施工体制の拡充を進めてまいります。価格競争力においては、自社ブランドによる原料の委託製造を強力に推進したことにより原料コストの引き下げが実現しており、今後も良質で安定した原料を製造することで価格競争力の強化を実現してまいります。さらに、全国を7ブロックに分割し、各ブロックの中核拠点を原料の物流拠点として整備、立ち上げが完了しており、この施策により原料の物流費の削減を実現し、コスト低減を進めてまいります。

##### 建築物(木造戸建住宅以外)向け断熱施工及び原料販売の強化

当社は、引き続き建築物(木造戸建住宅以外)向け断熱施工を強化してまいります。特に本年開催予定の東京オリンピックによる建設特需後は、建築基準法の不燃材料に適合し、国土交通大臣の認定を受けた新製品「不燃性断熱材アクアモエン®」が受注を牽引していくと考えております。「不燃性断熱材アクアモエン®」は、高断熱性能と防災性能を合わせ持ち、建設現場で発生する溶接・溶断の火花があたっても表面が炭化するだけで着火しません。建設現場の火災リスクを防ぎ、工期を短縮したいと考える大手ゼネコン向けに受注を開始し、建築部門における増収要因となるよう受注件数が順調に積み上がっております。

建築物向け断熱施工は、自社施工と認定施工店の併用で対応する方針で、元請けのゼネコン等が要求する品質、工期を遵守できる自社工務人員・認定施工店の強化・育成に努めてまいります。また、断熱施工の受注獲得と平行して、自社ブランドの原料を他の断熱施工業者に対する販売も進め、これまで競合してきた断熱施工業者と協力関係を築くことにより、利益確保にも努めてまいります。

##### リフォーム断熱の市場開拓

当社は、リフォーム施工業者向けのコンパクト断熱施工システムであるリフォームカーを開発し、その販売とリフォームカー用原料の販売に注力してまいりました。木造戸建住宅のリフォームのみならず、ホームセンターにおけるリフォーム工事の商品ラインナップに当社の断熱リフォーム工事の導入推進、及び大手マンションデベロッパー系列のリフォーム会社に、マンションリフォームにおける断熱リフォームの受注を促すといった戦略により、リフォーム市場における断熱リフォーム需要を活性化させ、工事の受注から・リフォームカー・原料の販売につなげてまいります。

## 新規事業への進出

当社は、2019年2月25日に公表しました、中期経営計画「Road To 2023」を達成するため、新規事業への進出を行ってまいります。既に「不燃性断熱材アクアモエン®」と「24時間全館空調システム」の販売は開始しており、順調に受注が積み上がってきております。さらに、当社の強みである全国の施工力を活かした「防水事業」や、テクニカルセンターで研究中の新商品を開発し収益の向上を図ることで、当社の経営理念である「人と地球に優しい住環境を創ることで社会に貢献」を体現してまいります。

## 人材開発

当社は、優秀な人材の確保と並行して、社内の教育訓練プログラムを充実化し、人材開発に取り組んでまいります。工務向けは、営業所ごとに施工技術の底上げを図ります。営業向けには、OJTを中心としながら、集合研修も組み合わせ、商品知識、営業提案力の向上を図ります。テクニカルセンター・開発向けには、より高度な専門知識の習得を促進します。また、社員の所属部署に関係なく「熱絶縁施工技能士」等の資格取得を後押ししてまいります。

## 断熱関連の技術・商品開発の推進

当社は、テクニカルセンターの活用を充実させることにより、当社の取り扱う商品、製品の品質向上を図ります。自社ブランド原料の委託製造に伴い、テクニカルセンターで様々な環境での実証実験を行うことを推進しており、これまで以上に良質で安定した原料を低価格で製造することを実現してまいります。当事業年度では、顧客ニーズに対応するためにテクニカルセンターを拡張しました。開発部門を中心にテクニカルセンターにて新原料、新商品の開発に取り組んでまいります。また、断熱材の省エネルギー性能を実証する地域区分・工法区分に応じた第三者認定取得を進める他、原料メーカーや大学の研究機関と共同で新原料の開発にも積極的に取り組んでまいります。

## (4) 会社の対処すべき課題

当社が事業を推進していくために重要な課題と認識している点は以下のとおりです。

### (1) マーケットシェアの拡大

断熱材市場における当社のマーケットシェアを拡大することを重要な課題と認識しております。そのために次の施策を進めてまいります。

#### 拠点の拡大

受注拡大と安定した施工を目的に2019年12月31日現在40の営業拠点を展開しております。当社は、北海道から九州までの全国にわたり営業拠点を展開しており、住宅着工件数の市場規模に合わせて重点的な取り組みを行っております。また、今後も機能的な営業拠点の建設を進めて参ります。2019年に新潟営業所が竣工、2020年には金沢、厚木、青森、松本営業所が竣工いたします。

#### RC造マンション等の建築物市場への積極展開

当社は、商業施設、病院、学校、冷凍倉庫及びマンション等の建築物への断熱材の施工販売を積極的に展開します。建築物市場は、木造戸建住宅市場と異なり当社の販売する硬質ウレタンの断熱材が主流であり、そのため当社は工事部員の採用、施工技術向上のための人材の育成と共に、認定施工店を含む施工体制の整備を行い、大手ゼネコンをはじめとした幅広い顧客からの受注獲得を進めております。今後も引き続き建築物市場におけるマーケットシェアの拡大を図ってまいります。

#### リフォーム断熱市場の構築

当社は、さらなる成長を目指してリフォーム断熱市場へ参入し、リフォーム部門を立ち上げ、2tトラックに搭載していた従来の発泡システムを、ワンボックスカーに収まるようコンパクト化したものを新たに開発し、狭小地からマンションまで施工可能にしたことで、リフォーム現場でも施工が可能となりました。今後はホームセンターのリフォーム商材の一群に加わることやマンションデベロッパー系のリフォーム会社に対して断熱リフォーム施工の受注活動を推進することによって市場を構築し、リフォーム断熱工事の受注からリフォームカーの販売につなげてまいります。

#### 施工能力の強化

営業拠点の整備の目的は、施工の効率化、将来的な人手不足への対応を図るためでもあります。主な営業拠点にはシャワールームの設置等のリフレッシュ機能、事務機能等を整備することで、工事部員の労働環境の改善を図り、士気の向上を目指します。また、トレーニングセンターにて技術研修を行うことにより工事部員及び認定施工店の技術力を向上させ、受注拡大と品質管理に対応できる施工能力を強化します。

#### ハブ&スポークによる原料輸送の効率化

当社はハブ機能の中核拠点として、7拠点（仙台、埼玉、名古屋、大阪、岡山、鳥栖、新潟）を有しています。これらの中核拠点は、原料の備蓄倉庫としての機能を有しており、原料を、スポークである各営業拠点が使用する原料を保管・輸送することで、全社レベルでの業務の効率化と原料の欠品リスクを回避しております。

#### (2) 施工体制の拡充

当社の業績を向上するためには、受注の増加と施工能力の強化をすることが課題と認識しております。そのためには、前述のとおり自社工務部門の生産性の向上とともに、認定施工店網の拡充が必須条件となります。当社は、地域に根ざす認定施工店を断熱材施工業務の委託先としてのみならず、営業活動における情報収集や顧客の紹介等、きわめて重要なパートナーとして位置づけており、今後も各地で認定施工店網を強化してまいります。

#### (3) 自社製造原料の品質管理の強化

当社は2015年度より、自社ブランドによる原料の製造を開始いたしました。当社のビジネスモデルが、断熱材の施工販売のみならず、断熱材の原料の製造にまで及ぶこととなったことにより、自社製造原料の品質管理が重要な役割を果たすこととなっております。このため、当社はテクニカルセンターにて素原料の購入時における事前チェックを行い、製造委託先から委託した原料の品質報告、及び製造後の品質報告を受けた上で、テクニカルセンターと開発本部、業務管理本部が連携して断熱施工に問題がないよう確認しております。また、当社の製造する鉱工業品（自社製造原料）及びその加工技術の工場並びに事業場について、一般財団法人建築試験センターの厳正なる審査を受けた結果、2016年10月11日にJ I Sマーク表示製品としての認証（日本工業規格適合認証）を取得いたしております。

#### (4) 硬質ウレタンフォーム施工品質管理の強化

当社の現場吹付による硬質ウレタンフォーム断熱工事の施工棟数はここ数年で大きく増加しており、これに比例して社会的責任も増しております。そこで、当社は施工品質が所期のとおりであることを確認するため、開発本部内に品質管理部門を設置いたしました。品質管理の担当者（品質管理者）は硬質ウレタンフォーム及びその施工に関する知識、並びに関連法規、関連規格に関する知識を有している者が選定され、全国7ブロックに配置しております。品質管理者の主な役割は、当社の工事及び認定施工店が施工する木造戸建住宅、もしくはコンクリート造、鉄骨等の建築物の施工現場に立ち会い、原料の取扱状況と硬質ウレタンフォームの検査を行い施工品質の確認を行います。その結果、是正すべきものがあつた場合に関連部門へフィードバックし、常に施工品質の向上に努めてまいります。なお、当社の施工品質につきましては、2017年3月1日に当社は、一般社団法人建築環境・省エネルギー機構（I B E C）の現場施工型優良断熱施工システムの製品と指定施工業者としての認定を受けております。

#### (5) 安全管理の強化

##### 自社施工部門の安全管理の強化

施工品質の確保と並んで現場安全管理の強化も最重要課題であると認識しております。現場での安全指導に加え、定期的に安全委員会を開催しております。安全委員会は代表取締役社長を委員長に、テクニカルセンター、開発部、管理部門及び各ブロックの工事責任者を委員として運営されております。これにより、施工現場に係る安全衛生、安全運転管理、並びに営業所倉庫の防火・防災を趣旨として工事全社員の安全意識の向上を図っております。

##### 認定施工店の安全管理の強化

当社の認定施工店に対する安全管理の徹底周知には、毎年1回ブロック毎に安全大会を開催しております。安全大会では、作業者の安全対策、安全衛生対策、健康管理、及び化学品である原料の安全な取扱方法・知識について講義、指導を行っております。

#### (6) コスト削減の強化

当社の収益性を向上させるには、コスト削減が重要な課題であると認識しております。そのために、当社の主たる事業である断熱材の施工販売において、使用する原料のコスト削減を図ります。当社は2015年度より自社ブランドによる原料の委託製造を開始いたしました。これにより良質で安定した原料を低価格で製造できる体制が整い、大幅な原料コスト削減が可能となりました。原料の価格は、原料が石油製品であるため、ナフサの国際価格の影響を受けます。当社は、拠点の倉庫機能の拡充を進める一方、原料製造用の素原料を大量に仕入れることにより、物流コストの削減と仕入価格の引き下げを図り、売上原価の低減に努めております。また、積算業務については、フィリピンに現地法人を立ち上げ、積算関連業務のコスト削減を図っております。さらに、主要副資材の調達を本社購買で一括して行い、品目別に集中購買することで仕入単価の削減を図っております。

(7) 関連資材の販売強化

売上を増加させるために、アクアフォーム®と併せて施工・設置する関連資材の販売強化を図り、1棟当たり受注単価の向上を図ることが課題であると認識しております。住宅の断熱性能をより向上させるアクエアースルバー（通気層確保用スペーサー）、アクアシルバーウォール（透湿・防水シート）と共に、木造住宅床材用の接着剤、新空調換気システム、床用断熱ボード等の商品を工務店、ビルダーに提案してまいります。

(8) 技術開発、テクニカルセンターの増強

当社は、新たな省エネルギー基準に対応した原料を開発すること、また、建築現場のニーズに対応した難燃性が高い断熱材を開発することが課題であると認識しております。そのため、2014年3月にテクニカルセンターを立ち上げました。テクニカルセンターでは、新たな省エネルギー基準に対応できる断熱材の研究開発と、不燃断熱材の研究開発を行っております。テクニカルセンターではマイナス25℃の環境下等の様々な環境におけるウレタンの耐久性の実験や、現場で吹付する際の実証実験、及び熱伝導率や圧縮・接着強度の実験を行うことが可能な設備が整備されています。また、取り扱う原料における品質の安定化及び性能の向上に寄与しております。これらのテクニカルセンターでの研究の成果によって、不燃断熱材の原料が開発されています。

## 2 【事業等のリスク】

当社が事業を継続していく上で、リスクとして考えられる事項のうち、主なものは以下のとおりです。なお、文中において将来について記載した事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

### (1) 住宅建築市場の悪化

断熱工事に対する需要は、マクロ経済指標である新設住宅着工件数の影響を受けます。これまで当社は新設住宅着工件数が伸び悩む中でも、積極的な営業展開、事業の範囲の拡大などで、業績を拡大してまいりました。今後においても、着実な成長を持続するために営業所の新設、施工能力の拡充、価格競争力の強化、建築物向け断熱施工の強化などの施策を実行していく所存ですが、金融危機の発生、消費税等の増税、金利の上昇、感染症の発生などにより住宅建築市場が悪化した場合、当社の業績に悪影響が及びリスクがあります。

### (2) 原料の調達環境の悪化

断熱施工に使用するウレタン原料の主成分は石油製品であります。従いまして原油価格の上昇や円安により原料価格が高騰した場合、当社の原料調達価格が上昇する可能性があります。また、原料メーカーが当社以外の断熱施工会社に安価な原料を供給するようになった場合、当社の価格競争力が低下する可能性があります。加えて、何らかの理由により、内外の原料メーカーからの調達が困難になり、施工に使用する原料が不足するという状況に陥った場合、工期に遅延が生じる可能性があります。当社は、原料メーカーとの協力関係を強化し、安定購買の継続、中核拠点に原料備蓄倉庫を設置したことにより、これらの事象が発生した場合でもリスクを最小限に抑えてまいります。しかし、構造的な要因で長期にわたってこれらの事象が発生した場合には、当社の業績に悪影響が及びリスクがあります。

### (3) 素原料の調達環境の悪化

委託製造しておりますウレタン原料の素原料の主成分は石油製品であります。従いまして、原油価格の上昇や円安により素原料価格が高騰した場合、当社の原料調達価格が上昇する可能性があります。また、委託加工先が事業の変更、または災害により原料の製造が継続できなくなり、施工に使用する原料が不足するという状況に陥った場合、工期に遅延が生じる可能性があります。そのため、当社は複数の委託加工先と製造委託契約を締結し、一部の委託加工先に製造が継続できない事由が発生した場合でも、リスクを最小限に抑えてまいります。しかし、構造的な要因で長期にわたってこれらの事象が発生した場合には、当社の業績に悪影響が及びリスクがあります。

### (4) 受注の伸びに対する施工体制の遅れ

当社は2011年に自社施工を本格化しました。これは認定施工店のみでは、当面の受注拡大に対応が困難になると判断したためであります。その後、自社の工務社員数を積極的に増やし、国内全域にわたって施工に対応する体制を整えました。さらに、建築物分野事業の開始に伴い、施工体制の強化が急務となっています。当社は新規採用のみならず、有能な社員を当社の認定施工店として独立支援することや、認定施工店の新たな発掘で包括的な施工体制の強化を図っておりますが、何らかの理由で工務社員の新規採用や認定施工店の新規開拓が困難になった場合、これを原因として受注機会を逸する可能性があり、当社の業績に悪影響が及びリスクがあります。

### (5) 高性能断熱材市場への新規参入

アクアフォーム®は、硬質ウレタンフォーム以外の断熱材に比べ、相対的に高価格である一方、高い断熱性能を有しております。しかしながら、当社と同じ硬質ウレタンフォームを使用して性能等で優位性のある製品を供給する業者が現れた場合や、新しい素材を使用して優れた断熱性能を発揮する強力な断熱材が商品化された場合、当社の事業成長に悪影響が及びリスクがあります。

### (6) 自社原料の生産に伴う資金負担の増加

当社は、原料の仕入価格を低下させるため、2015年12月期より自社ブランド原料の委託製造を本格化させております。原料は、委託加工先の生産プラントにおいて、素原料、触媒、難燃材等をブレンドして生産します。当社の生産計画に基づき、各委託加工先に有償支給する素原料等は、主に近隣のアジア諸国及び北米より調達しております。

原料の生産ラインを効率よく動かし、生産計画を実現させるために素原料等を自社で在庫する必要があり、その為の資金負担が増加しております。原料製造代金の回収は断熱工事が完成・引き渡しされた後に、得意先が振り出す約束手形が資金化又は売掛金が現金で回収されますが、原料製造及び原料仕入に係る買掛金の決済がこれに先行して到来することもあり、この場合に資金収支にズレが生じます。

当社は在庫の積み増しによる資金負担増の軽減及び資金収支のズレを改善するため、資金の回収期間の短縮に取り組んでおります。しかしながら、当社の業容拡大によって原料の委託製造量が増大する場合、当社の資金の負担が増加するリスクがあります。

### (7) 事故や瑕疵による当社に対する信頼感の低下

当社は、断熱施工会社としてその施工中の事故や施工の瑕疵に対して責任を負います。当社は作業の安全と施工

品質の確保のため、自社の工務社員はいうまでもなく認定施工店に対しても研修と指導を行っております。また、新しい断熱材の原料を導入する際には、テストを繰り返して仕様を改良してから採用しています。しかしながら、自社または認定施工店で、施工者の不注意により重大な事故が発生した場合、工事や断熱原料に由来する瑕疵に対して重大なクレームが発生した場合は、当社に対する信頼感が低下し、当社業績に悪影響が及びリスクがあります。

#### (8) 売上の季節変動

断熱工事に対する売上計上基準は、工事完成基準により行います。また、当社の断熱工事は、住宅が完成する2, 3か月前に行いますので、住宅の引渡しが多くなる年度末12月の2, 3か月前より完工がピークとなり、その傾向は、第3四半期に増加し始め、第4四半期に集中する傾向があります。その結果、第1四半期及び第2四半期で売上が停滞し経費が過多になるため、損失が発生するリスクがあります。

第15期事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）及び第16期事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）の各四半期における売上高を参考までに掲げると以下の通りです。

##### 四半期ごとの売上高の推移

	第1四半期 (1月～3月)	第2四半期 (4月～6月)	第3四半期 (7月～9月)	第4四半期 (10月～12月)
2018年12月期(千円)	4,139,650	4,704,372	4,697,993	5,875,151
2019年12月期(千円)	4,808,387	5,195,118	5,364,065	5,998,938

#### (9) 株式会社ヒノキヤグループ及びその関係会社との関係

##### 資本的関係について

当社は、株式会社ヒノキヤグループの連結子会社であり、2019年12月末現在、同社は当社発行済株式総数の50.9%を保有しております。同社グループは、連結子会社11社、非連結子会社4社及び持分法非適用関連会社2社で構成されており（2019年12月31日現在）、注文住宅の請負・販売、設計、施工及び監理を行う注文住宅事業、戸建分譲住宅の設計、施工、販売並びに土地の分譲及び仲介を行う不動産事業、保育・介護事業等を中心とした事業を営んでおります。2009年2月の株式譲渡により当社は同社の子会社となり、以降、当社は同社グループにおいて断熱材事業を行っております。

##### 人的関係について

当社取締役6名のうち、株式会社ヒノキヤグループ及びその子会社出身者は、取締役江川弘の1名であり、同社グループからの受入出向者はおりません。

##### 取引関係について

株式会社ヒノキヤグループの関係会社は、断熱材施工販売事業において当社の販売先の位置付けにあります。この取引にかかる価格をはじめとする取引条件は、他の取引先と同水準にて設定しております。

##### 経営の独立性について

上記のとおり、当社は株式会社ヒノキヤグループを親会社としつつも、取締役における同社出身者は1名であり、当社売上高に占める同社グループへの依存度は1割を下回ることから、経営や取引における独立性は確保している状況にあります。しかしながら、今後も同社が当社の大株主であることは継続すると見込まれるため、同社の事業戦略やグループ管理方針等の変更がされた場合、当社の経営に影響を及ぼすリスクがあります。

#### (10) 法的規制

当社は、建設業法、建築基準法、住宅の品質確保の推進等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防法、道路交通法、土壌汚染対策法等、多くの法令や規制のもとで事業活動を遂行しております。これらの法令等を遵守するため、役職員のコンプライアンス意識の強化に取り組んでおりますが、万一役職員の一部がこれらの法令等の遵守を怠った場合は、当社の社会的信用が失墜し、当社の経営に重大な悪影響が及びリスクがあります。また、当社にとって対応が困難な法的規制が新たに設けられた場合、当社の業績に悪影響が及びリスクがあります。

#### (11) 主要な事業活動の前提となる事項について

当社の主要な事業活動である熱絶縁工事業は建設業許可が必要な事業であり、当社では一般建設業許可（熱絶縁工事業）を取得しております。建設業許可は、5年ごとの更新が義務付けられており、本書提出日現在の許可の有効期限は2024年1月であります。また、建設業法第29条に建設業許可の取消し、第28条において業務停止等の処分の要件が規定されており、当該要件に抵触した場合には、許可の取消しまたは期間を定めてその業務の全部もしくは一部の停止等を命じられる可能性があります。当社には、現時点において許可の取消しまたは業務の停止等の事由となる事実はないと認識しておりますが、当該許可の取消しまたは業務の停止等を命じられた場合には、社会的信頼の毀損や契約破棄等により当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 個人情報の取扱いについて

当社は事業を行う上で入手したお客様に関する個人情報を保有しております。

これらの情報管理に関しましては、社内規程の整備、社員教育の徹底、管理体制の強化に努めておりますが、万が一これらの情報が外部に漏洩した場合、当社に対する信用失墜や損害賠償請求等によって当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。これらの情報管理に関しましては、社内規定の整備、社員教育の徹底、管理体制の強化に努めておりますが、万が一これらの情報が外部に漏洩した場合、当社に対する信用失墜や損害賠償請求等によって当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度のが国経済は、製造業においては海外経済の減速に伴う輸出の低迷や、大型台風などの影響で低迷し、消費増税の影響で小売業など消費関連が低下した一方で、非製造業でソフトウェア投資の拡大を背景に情報サービスなどの業種は堅調に推移し、緩やかな景気回復が持続しております。消費増税後の個人消費も、前回2014年の増税時のような深刻な落ち込みや長期低迷となる事態は避けられる見通しであり、増税前の駆け込み需要は前回の4割程度で、大幅な反動減は生じない見込みであります。

当社の属する住宅関連業界及び建設業界において、国土交通省が発表した2019年12月の新設住宅着工戸数は、前年同月比7.9%減の72,174戸で6ヵ月連続のマイナスとなりました。その内容としては、5ヵ月連続減少が続く持ち家などに加え、分譲住宅では分譲マンションが前年同月比では2ヵ月連続の減少（前年同月比6.2%減）、分譲一戸建住宅が7ヵ月ぶりの減少（前年同月比4.5%減）等、消費増税の駆け込み需要による反動減の影響がみられる状況であります。また、2019年12月の全建築物の着工床面積は1,036万㎡と前年同月比4.8%減で、4ヵ月連続のマイナスとなり、官民ともに設備投資が軟調となっております。しかしながら、五輪に関連した公共投資は限定的なほか、都心部の再開発など民間投資が増加傾向にあることから、五輪後に建設需要が大きく落ち込む可能性は低く、東京五輪後の景気失速リスクも過度な懸念は不要であると考えられます。

このような状況のもと、当社は「人と地球にやさしい住環境を創ることで社会に貢献」という経営理念を基に、中期経営計画「Road To 2023」の達成に邁進するべく「アクアフォーム®」を中心とする硬質ウレタンフォーム断熱材の施工・販売に注力してまいりました。その結果、当事業年度の売上高につきましては、21,366百万円（前年同期比10.0%増）となりました。営業利益につきましては、1,909百万円（前年同期比149.0%増）となり、経常利益は1,909百万円（前年同期比149.7%増）となり、当期純利益につきましては1,275百万円（前年同期比160.5%増）となりました。

#### (2) 財政状態の状況の概要

当事業年度末における財政状態は、資産は15,379百万円（前事業年度末と比べ997百万円増）、負債は8,536百万円（前連結会計年度末と比べ39百万円増）、純資産は6,843百万円（前事業年度末と比べ957百万円増）となりました。

#### (3) キャッシュ・フローの状況の概要

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比べ15百万円減の1,878百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローはそれぞれ、営業活動によるキャッシュ・フローは1,657百万円の収入（前事業年度は359百万円支出）、投資活動によるキャッシュ・フローは769百万円の支出（前事業年度は39百万円の支出）、財務活動によるキャッシュ・フローは902百万円の支出（前事業年度は316百万円の収入）となりました。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当社の主たる事業である断熱材の施工販売は、受注を契機として施工を行い、かつ主力の戸建住宅分野では施工期間が原則1日間と短期であることから、生産実績と販売実績とは近似しており、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社の主たる事業である断熱材の施工販売は、そのほとんどにおいて、受注から施工実施、販売までの期間が短期であることから、受注実績と販売実績とは近似しており、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社は、単一セグメントでの事業を行っておりますが、当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)における販売実績を品目別及び地域別に示すと、次のとおりであります。

品目別販売実績

品目	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
戸建住宅向け断熱材	13,244,856	108.1
建築物向け断熱材	4,144,025	124.4
商品販売	3,977,629	103.9
合計	21,366,509	110.0

地域別販売実績

地域	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
北海道・東北ブロック	2,262,197	102.7
北関東ブロック	3,790,525	106.9
南関東ブロック	2,371,906	127.4
中部ブロック	3,360,619	137.0
関西ブロック	2,741,944	106.1
中国四国ブロック	1,756,915	103.3
九州ブロック	3,632,141	115.6
営業本部	1,450,262	75.3
合計	21,366,509	110.0

(注) 当事業年度より北信越ブロックを廃止し、北関東・南関東・中部の各ブロックに振り分けした関係で、北関東・南関東・中部の各ブロックが大幅に増加しています。

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
SMB建材㈱	1,848,783	9.5	2,526,494	11.8
伊藤忠建材㈱	2,189,695	11.3	1,954,759	9.1

1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## ( 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 )

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

## (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、重要な会計方針等に基づき、資産・負債の評価及び収益・費用の認識に影響を与える見積り及び判断を行っております。これらの見積り及び判断に関しましては、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性のため、実際の結果は見積りと異なる可能性があります。

## (2) 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

## 売上高

売上高は、21,366百万円（前事業年度と比べ1,949百万円、前年同期比10.0%増）となりました。これは、戸建住宅向け断熱材の施工販売が13,244百万円（前年同期比8.1%増）、建築物向け断熱材の施工販売が4,144百万円（前年同期比24.4%増）、商品販売が3,977百万円（前年同期比3.9%増）となったことによるものです。戸建住宅部門は、消費税の増税の影響で住宅着工戸数が前年比で4.0%減少したものの、当社の主力商品である「アクアフォーム®」の商品力と認知度の向上が増収を支えたものであります。建築物部門は、これまでに培ってきた産業廃棄物広域認定の取組みが日本建設業連合会に評価されたことや、オゾン破壊係数がゼロである上に温暖化係数が1未満ときわめて低く温室効果を軽減し、地球温暖化防止に役立つ建築物向け断熱材「アクアフォームNEO」が東京オリンピック需要と相まって好評を博したこと、さらに7月に不燃性断熱材「アクアモエン®」の受注も開始したことから大幅に増収となったものであります。商品販売は認定施工店向け機械販売が、新機種への入れ替えを終えてひと段落したものの、ウレタン原料であるイソシアネートにおいて前事業年度における中国国内の生産規制が解除され、世界的に生産量が増加したことにより、原料販売が回復したことから微減となったものであります。

## 売上原価

売上原価は15,962百万円（前事業年度と比べ436百万円、前年同期比2.8%増）となりました。前事業年度と比べて売上高の増加に対して売上原価の増加が低く、売上総利益率が上昇しましたが、これはアクアフォーム®の原料であるイソシアネートの価格低下により、戸建住宅向け・建築物向け共に前年より大幅にコストダウンしたことによるものであります。売上総利益率は前事業年度の20.0%から25.3%に上昇いたしました。

## 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、3,493百万円（前事業年度と比べ369百万円、前年同期比11.8%増）となりました。これは、事業拡大による人件費の増加、及びそれに伴う採用関係費用の増加と、社内インフラの整備によるシステム関連費用の増加によるものであります。販売費及び一般管理費の売上高に占める割合については16.4%となり、前事業年度と比べ0.3ポイント増加いたしました。

## 営業外損益

営業外収益は、30百万円（前事業年度と比べ3百万円、前年同期比12.0%増）となり、営業外費用は、31百万円（前事業年度と比べ1百万円、前年同期比5.4%増）となりました。

## 特別損益

特別利益は、2百万円（前事業年度と比べ0百万円、前年同期比9.6%増）となり、特別損失は2百万円（前事業年度と比べ1百万円、前年同期比38.2%減）となりました。

## 法人税等合計

法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合わせた法人税等合計は633百万円（前事業年度と比べ361百万円、前年同期比132.4%増）と、前事業年度に比べ大幅に増加となりました。これは、原料コストダウンによる売上原価率の低下により、税引前当期純利益が前年より大幅に増加したことによります。以上の結果、当期純利益は1,275百万円（前事業年度と比べ785百万円、160.5%増）となりました。

## 収益性

目標とする経営指標として収益性については、自己資本利益率（ROE）で15%、配当方針としては配当性向50%を設定しておりましたが、当事業年度において自己資本利益率（ROE）は20.0%、配当性向は43.0%となりました。この要因としては、自己資本純利益率（ROE）については、原料価格の低下により当期純利益が想定以上の増益となったため目標を5.0%上回りました。配当性向については増益を見込んで増配としたものの、想定以上の当期純利益となったことにより配当性向については50%に届かなかったものであります。

## (3) 財政状態の分析

## (総資産)

当事業年度末における総資産は15,379百万円（前事業年度末比6.9%増）となり、前事業年度末に比べ997百万

円の増加となりました。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は11,238百万円(前事業年度末比2.3%増)となり、前事業年度末に比べ255百万円の増加となりました。この増加の主な要因は、受取手形が156百万円、売掛金が238百万円、商品が124百万円、原材料及び貯蔵品が239百万円増加したことに対し、未収入金481百万円が減少したことなどによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は4,141百万円(前事業年度末比21.8%増)となり、前事業年度末に比べ、741百万円の増加となりました。この増加の主な要因は、新潟営業所、金沢営業所、青森営業所及び厚木営業所建設用地の取得による土地349百万円、建設仮勘定の220百万円、及び会計基準の改正による繰延税金資産の区分変更による134百万円の増加に対し、減価償却による資産の減少が165百万円あったことなどによるものであります。

(負債合計)

当事業年度末における負債合計は8,536百万円(前事業年度末比0.5%増)となり、前事業年度末に比べ39百万円の増加となりました。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は8,392百万円(前事業年度末比1.5%増)となり、前事業年度末に比べ126百万円の増加となりました。この増加の主な要因は、原料価格の低下に起因して仕入債務が減少したことによる買掛金が427百万円の減少、返済による短期借入金の440百万円減少に対し、未払費用が239百万円増加したこと、当事業年度における利益回復により未払法人税等が598百万円増加したこと、及び未払消費税等が182百万円増加したことなどによるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ、15百万円減少し、1,878百万円(前年同期1,893百万円)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動による資金の増加は1,657百万円(前年同期は359百万円の減少)となりました。これは主に税引前当期純利益1,908百万円に加え、減価償却費165百万円、未収入金の減少475百万円による資金の増加の一方、売上債権の増加394百万円、たな卸資産の増加453百万円、仕入債務の減少427百万円、法人税等の支払197百万円による資金の減少等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動による資金の減少は769百万円(前年同期は39百万円の減少)となりました。これは主に有形固定資産の取得730百万円、無形固定資産の取得39百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動による資金の減少は902百万円(前年同期は316百万円の増加)となりました。これは主に、短期借入金の純増減額440百万円、配当金の支払いによる支出322百万円に対し、セール・アンド・リースバックによる収入73百万円などによるものであります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

現状における当社の資金需要の主なものは、運転資金、納税資金、固定資産への投資資金です。運転資金の主な内容は、ウレタン原料の製造及び仕入代金、認定施工店への外注費、副資材の仕入代金、販売費及び一般管理費等の営業費用です。販売費及び一般管理費の内訳は、人件費、広告宣伝費、販売手数料等です。固定資産への投資資金の主な内容は、中核拠点建設の土地及び建物等の有形固定資産、ソフトウェア等の無形固定資産、並びに敷金及び保証金等の投資その他の資産への投資資金です。

資金調達については、主に銀行借入と内部留保資金により調達しております。今後、大きな資金需要が発生した場合には、増資等による資金調達の可能性もありますが、当面必要な運転資金、固定資産への投資資金については、銀行借入と内部留保資金及び営業活動によるキャッシュ・フローにより十分調達可能であると考えております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき、最善の経営方針を立案するように努めております。現在の経営方針は以下のとおりであります。

第1に、戸建住宅において年間1次エネルギー消費量を削減させるため、断熱強化と設備性能の向上を図るZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を推進することで、アークフォーム®のシェアを拡大させてまいります。省エネ推進政策を追い風に断熱材市場におけるシェアを拡大させるために、コスト削減により価格競

争力の強化を進めてまいります。

断熱施工の営業は、地域密着で地場工務店、ビルダー等にアプローチすることが基本であります。また、施工能力の確保も重要であり、自社工務と併せて認定施工店の施工能力拡充を図ります。自社工務では、工務人員の採用とスキルの向上を進めていきます。認定施工店では、既存の認定施工店の施工能力を増やすとともに新規認定施工店の獲得、また独立支援制度による社員から認定施工店へ独立にも力を入れ、包括的な施工能力の向上を目指してまいります。価格競争力においては、自社ブランドによる原料の製造委託と複数購買を強化し、原価低減に注力してまいります。

第2に、建築物向け断熱施工を今後さらに強化してまいります。

建築物向け断熱施工は、元請けのゼネコン等が要求する品質、工期を遵守できる施工体制の構築に努めていきます。また、大手ゼネコンとの関係をより強化し、オゾン層破壊係数(ODP)ゼロで、地球温暖化係数(GWP)1であるHFO原料「アクアフォームNEO」の施工販売を拡大すること、及び建築基準法の不燃材料に適合し、国土交通大臣の認定を受けた新製品「不燃性断熱材アクアモエン®」が受注を牽引していくと考えております。「不燃性断熱材アクアモエン®」は、高断熱性能と防災性能を合わせ持ち、建設現場で発生する溶接・溶断の火花があたっても表面が炭化するだけで着火しません。建設現場の火災リスクを防ぎ、工期を短縮したいと考える大手ゼネコン向けに受注を開始し、建築部門における来年度以降の増収要因となるよう受注件数が順調に積み上がっております。これに加え、不燃断熱材と同様に新規事業として研究中であった防水事業も本格的に提供できる体制が整い、今後の受注と売上増加に寄与していく見込みであります。また、2016年3月に取得した産業廃棄物広域認定を背景とした当社のフローイング・リサイクルシステムにより、産業廃棄物処理対応に苦慮していた全国のゼネコンに対し、当社だけにしかできない産業廃棄物処理まで含めた施工受注の拡大を図ってまいります。

第3に、リフォーム向け断熱施工を順次強化してまいります。

リフォーム事業者に断熱リフォームを積極的に提案し、全国で2000万戸ある無断熱住宅をターゲットに営業展開してまいります。営業戦略としては、ホームセンターの商流を活用して断熱リフォーム施工の受注獲得、また、大手リフォーム会社との提携を進め、販路の拡大と断熱リフォーム市場の構築に注力してまいります。

第4に、産業資材事業として新たな商材を開発してまいります。

ウレタン原料を使用したフローリングの接着剤・コーキング剤の製造を開始し、自社流通網を活用して積極的に販売してまいります。

第5に品質管理・開発体制を強化してまいります。

2014年3月に横浜市に開設しましたテクニカルセンターで、アクアフォーム®および新技術・新商品の研究を進め、JIS・省エネルギー技術への対応を進めてまいります。2016年10月に当社の製造する鋳工業品(自社製造原料)及びその加工技術の工場並びに事業場について、JISマーク表示製品として認証を取得し、2017年3月に当社は、一般社団法人・建築環境・省エネルギー機構(IEEC)の現場施工型優良断熱施工システムの製品と指定施工業者としての認定を受けております。その他、施工研修の専門部署を立ち上げると共に品質管理専門の人員を全国7ブロックにそれぞれ配置し、熟練度の増加に伴う技術の向上や品質管理の安定を進めてまいります。

第6に中核拠点の増設・強化を進めてまいります。

今後の受注増加に備えて新たに中規模拠点を5ヶ所建設し、輸送の合理化と施工力の強化につなげる計画を進めており、2019年9月に新潟営業所が新たに竣工いたしました。今後は順次金沢、厚木、青森、秋田で完成していく予定です。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度中実施した設備投資の総額は775百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

有形固定資産

建物	新潟営業所 事務所棟・倉庫棟設備	114百万円
土地	新潟・金沢・青森・厚木営業所	349百万円
建設仮勘定	金沢・青森・厚木営業所建設	218百万円

無形固定資産

ソフトウェア	認定施工店支援システム開発等	29百万円
--------	----------------	-------

なお、当事業年度に実施しました設備投資などの所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金を充当しております。

また、当社の事業は、熱絶縁工事業及び付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントがないため、セグメントによる記載を省略しております。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社は、2019年12月31日現在、国内に40ヶ所の営業所と1ヶ所の研究所を運営しております。また、19ヶ所の営業所に工事を併設しております。これらのうち、主要な設備は以下のとおりです。

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
		建物	構築物	機械及び 装置	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都港区)	本社機能	33,867	-	9,638	9,973 (3,245)	7,499	99,040	160,019	68
埼玉営業所 (さいたま市桜区)	営業拠点 工務設備	296,187	32,783	9,201	-	1,311	5,988	345,473	38
仙台営業所 (仙台市宮城野区)	営業拠点 工務設備	243,008	43,615	14,462	324,349 (3,636)	597	1,437	627,472	37
名古屋営業所 (名古屋市港区)	営業拠点 工務設備	225,659	4,164	9,953	118,677 (965)	-	1,938	360,394	31
大阪営業所 (大阪市住之江区)	営業拠点 工務設備	286,167	32,013	979	439,955 (3,302)	1,608	1,838	762,563	31
岡山営業所 (岡山市北区)	営業拠点 工務設備	196,519	6,399	6,384	115,113 (1,275)	1,419	440	326,276	22
鳥栖営業所 (佐賀県鳥栖市)	営業拠点 工務設備	187,709	15,404	6,803	160,746 (3,010)	8,462	1,154	380,280	30
新潟営業所 (新潟市東区)	営業拠点 工務設備	113,464	10,261	3,746	54,013 (925)	-	1,564	183,050	15
テクニカルセンター (横浜市緑区)	研究施設	31,822	-	1,785	-	28,803	5,675	68,087	7
その他32営業所	営業拠点 工務設備	796	-	12,071	295,566 (3,392)	9,765	230,326	548,527	196

- (注) 1. その他は、ソフトウェア、工具、器具及び備品であります。  
2. 現在休止中の主要な設備はありません。  
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
金沢営業所(倉庫) 石川県金沢市	原料保管倉庫	199,000	150,529	自己資金及び借入金	2019年10月	2020年3月	原料保管力10%増
厚木営業所(倉庫) 神奈川県厚木市	原料保管倉庫	398,000	252,938	自己資金及び借入金	2019年12月	2020年3月	原料保管力10%増
青森営業所(倉庫) 青森県青森市	原料保管倉庫	156,000	110,564	自己資金及び借入金	2019年12月	2020年3月	原料保管力10%増
秋田営業所(倉庫) 秋田県秋田市	原料保管倉庫	156,000	-	自己資金及び借入金	2020年2月	2020年7月	原料保管力10%増

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年3月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	34,756,000	34,756,000	東京証券取引所 (市場第一部)	1単元の株式数は100株であります。
計	34,756,000	34,756,000		

(注) 提出日現在の発行数には、2020年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

2013年2月15日の臨時株主総会特別決議により発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (2019年12月31日)	提出日の前月末現在 (2020年2月29日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	8	8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000(注)1	4,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140(注)2	140(注)2
新株予約権の行使期間	自 2015年3月1日 至 2023年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の決議による承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整により生ずる1株未満の端数については切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役、監査役の任期満了による退任、定年退職ほか取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場していること。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。

4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは次のとおりであります。

当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

前記4. に準じて決定する。

(7) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」に定める事項に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に前記4. に記載する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 2014年11月14日の取締役会決議により、2015年1月1日付をもって普通株式1株を5株にする株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」は調整後の内容となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年1月1日(注)1	27,622,000	34,527,500		1,775,374		1,755,374
2015年1月1日～2015 年12月31日(注)2	197,000	34,724,500	13,790	1,789,164	13,790	1,769,164
2016年1月1日～2016 年12月31日(注)2	1,410,500	36,135,000	98,735	1,887,899	98,735	1,867,899
2017年1月1日～2017 年12月31日(注)2	85,000	36,220,000	5,950	1,893,849	5,950	1,873,849
2018年1月31日(注)3	1,600,000	34,620,000		1,893,849		1,873,849
2018年1月1日～2018 年12月31日(注)2	116,000	34,736,000	8,120	1,901,969	8,120	1,881,969
2019年1月1日～2019 年12月31日(注)2	20,000	34,756,000	1,400	1,903,369	1,400	1,883,369

(注)1 株式分割 株式1株につき5株の割合により分割

2 新株予約権の行使による増加であります。

3 2018年1月18日開催の取締役会決議により、2018年1月31日付で自己株式を消却し、発行済株式総数が1,600,000株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	15	33	24	48	4	3,614	3,738	
所有株式数 (単元)	-	29,921	7,736	179,088	45,434	19	85,345	347,543	1,700
所有株式数 の割合(%)	-	8.61	2.23	51.53	13.07	0.01	24.56	100.00	

(注) 自己株式2,459,628株は「個人その他」に24,596単元、「単元未満株式の状況」に28株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ヒノキヤグループ	東京都千代田区丸の内1丁目8番3号	17,700,000	54.80
中村文隆	名古屋市瑞穂区	2,000,700	6.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,104,600	3.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,092,500	3.38
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578 常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部長佐古智明	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG 港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟	989,200	3.06
KIA FUND 136 常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店 証券業務部長石川潤	MINITRIES COMPLEX PO BOX 64 SATAT 13001 KUWAIT 新宿区新宿6丁目27番30号	877,125	2.71
GOLDMAN, SACHS & CO. RE G 常任代理人ゴールドマンサックス証券株式会社	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	763,100	2.36
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY 常任代理人香港上海銀行東京支店 カストディ業務部 Senior Manager, Operation 小松原 英太郎	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK 中央区日本橋3丁目11-1	630,100	1.95
AEGON CUSTORY BV REMM EQUITY SMALL CAP FUND 常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店 証券業務部長石川潤	AEGON PLEIN 50 THE HUA GE NL 2591 TV 新宿区新宿6丁目27番30号	459,700	1.42
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部 部長佐古智明	225 LIBERTY STREET, NEW YORK, NEW YORK, U.S.A. 港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟	302,700	0.94
計	-	25,919,725	80.24

(注)1. 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 1,104,600株  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1,092,500株

2. 上記の他に自己株式2,459,628株があります。

3. 2017年10月20日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2017年10月13日現在でシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が1,836,100株(保有割合5.07%)を保有している旨が記載されております。また、2018年9月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2017年10月13日現在でブイアイエス・アドバイザーズ・エルピー(VIS Advisors,LP)が1,736,000株(保有割合5.01%)を保有している旨が記載されております。しかし、当社として2019年12月31日現在における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。  
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内 1-8-3	1,836,100	5.07
ブイアイエス・アドバイザーズ・エルピー(VIS Advisors,LP)	New York, NY 10022 U.S.A. 488 Madison Avenue 21st floor	1,736,000	5.01

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,459,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,294,700	322,947	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	1,700		
発行済株式総数	34,756,000		
総株主の議決権		322,947	

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社日本アクア	東京都港区港南二 丁目16番2号	2,459,600	-	2,459,600	7.1
計	-	2,459,600	-	2,459,600	7.1

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	28	14
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	5,400	2,656		
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(-)				
保有自己株式数	2,459,628		2,459,628	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けております。当社の基本方針は事業規模の拡大、経営体質の強化に向けた内部留保と配当のバランスを重視していくこととあります。このため経営成績・財政状況を勘案しながら株主への利益還元に努める所存であります。

当該基本方針と最近の業績動向・今後の設備投資計画を踏まえ、株主還元として2019年12月期の1株当たり期末配当金を17円といたしました。

また、中期経営計画「Road To 2023」では配当方針として配当性向50%を目標に設定しております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、期末配当の決定機関は株主総会であります。

なお、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨、定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当金(円)
2020年3月26日 定時株主総会決議	549,038	17

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、企業価値の安定的な増大をはかる一方で、健全性と透明性を高いレベルで維持し、上場企業としての社会的責任を果たしていくことであると考えております。

具体的には、業績の成長と財務の健全性を追求するとともに、企業内容について適時開示をはじめとする説明責任を果たしていくこと、また、経営方針や営業方針を迅速に事業活動に反映させるとともに、独断や専権・越権による誤った判断や不正行為を排除するために、実効性の高い監査体制を整備し、取締役と監査役のそれぞれが独立性を保って職務を遂行していくことであると考えております。

また、コーポレート・ガバナンスの強化・持続のためには、全社の活動において内部統制システムを有効に機能させることが重要であると認識しております。

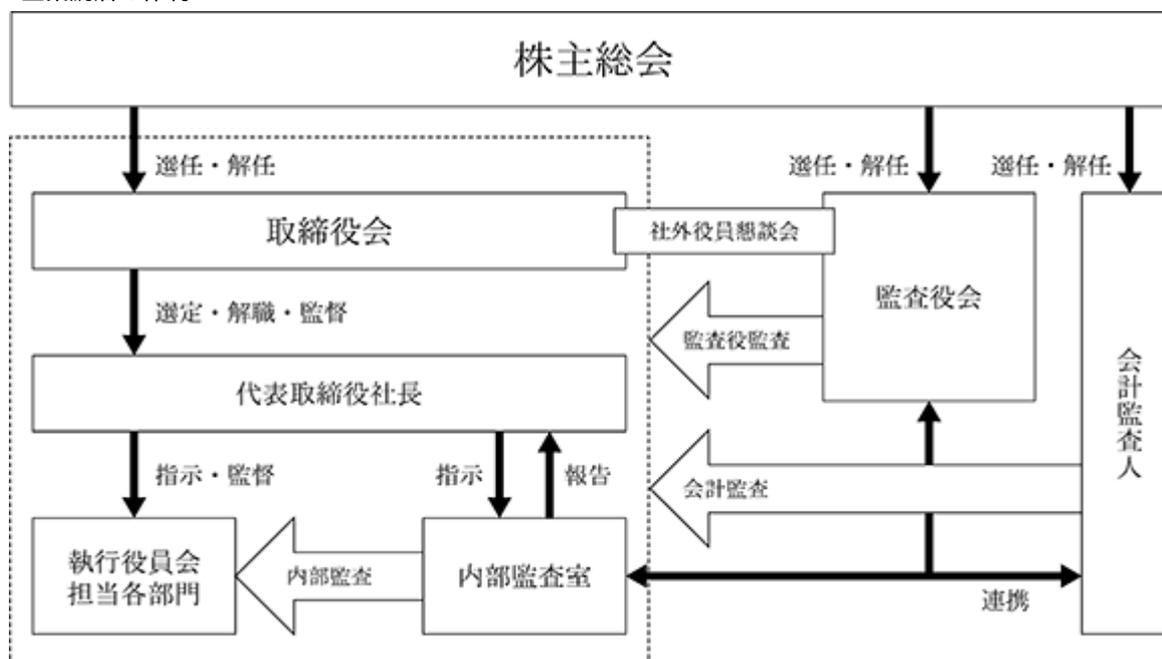
企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンスの体制に関しましては、取締役会設置会社、及び社外役員による監査・監督が最も効果的であるとの判断により、監査役会設置会社を採用しております。また、執行役員制度を導入し代表取締役社長及び執行役員による業務執行をベースにした体制を採っております。この他、社外役員間の連携・情報交換による強固なガバナンス体制を構築する目的で社外役員懇談会を設置しております。

取締役会の議長は代表取締役社長、監査役会の議長は常勤監査役が担っており、執行役員会及び社外役員懇談会には機関の長を定めておりません。

現状の体制を採用している理由としましては、会社規模・事業規模等を考慮し、また、社外取締役が半数を占める取締役会、及び社外監査役のみで構成される監査役会等による監査・監督が十分に機能するものと考えて当該体制を採用しているものであります。加えて、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図ることで、その体制を十分に強化できるものと考えております。

企業統治の体制



主な機関の活動状況は、以下のとおりであります。

##### a. 取締役会

取締役会は、常勤の取締役3名と非常勤取締役3名の計6名で構成されております。

取締役会は原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、取締役会を開催することになっております。取締役会の構成員の氏名等については、後記「(2)役員の状況」をご参照ください。

取締役会には、全監査役がほぼ毎回出席し、取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

b. 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役3名の計4名(社外監査役4名)で構成されております。各監査役は、ガバナンスのあり方と運営状況を監視するとともに、取締役の業務の執行が適法かつ適切に行われているかどうかを監査しております。

監査役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、監査役のそれぞれが社内の事象や状況の推移について観察・考察した結果を報告し、情報を共有し、必要がある場合は監査役会としての意見や方針を審議のうえ決定しております。監査役会の構成員の氏名等については、後記「(2)役員の状況」をご参照ください。

c. 執行役員会

取締役会にて選任された執行役員が、経営方針に基づき、社長の指揮命令の下、実際の業務執行を担っております。その際、各部門責任者を兼ねる執行役員が、毎月1回定期的に開催する執行役員会で、部門又はプロジェクト毎の進捗状況及び営業・開発活動の状況等について報告を行うことで、業務執行における責任の明確化と効率性の向上を図っております。構成員の氏名等については、後記「(2)役員の状況」をご参照ください。

d. 社外役員懇談会

3名の社外取締役と4名の社外監査役の計7名で構成されております。毎月1回定期的に開催し、取締役及び執行役員の業務執行の状況や、会社の施策についての情報交換を行い、社外取締役・監査役会双方の立場から意見交換を行っております。社外役員懇談会で提起された意見を社長に提案することで、より強固なガバナンス体制を構築しております。構成員の氏名等については、後記「(2)役員の状況」をご参照ください。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、2012年10月12日開催の取締役会において、内部統制維持についての当社取締役の姿勢を明確に表現するものとして、内部統制システム整備・運用の基本方針を決議し、2018年3月2日開催の取締役会において基本方針の改訂を行っております。

基本方針に記した11項目の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行にかかる方針に関する事項
9. 監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、上記の基本方針に則り、各種の社内規程を整備し、その目的や内容を全役職員に徹底し、内部統制が円滑に機能するように努めております。また、代表取締役が各部門の会議等に積極的に参加し、従業員の意見に耳を傾ける一方、内部通報制度により、従業員がコンプライアンスに関わる情報を直接的に企業統治の中核(取締役および監査役)に提供する手段を確保しております。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、業務部門ごとに、定期的に部門及び会社全体のリスクを検討し、取締役会に報告し、リスクの早期発見と損失の未然防止を図る体制を整えております。また、リスクの洗い出しや評価方法等について社内でも共有する知識の底上げを図るため、部門別会議や部長会議等において、リスク管理についての勉強会を実施しております。

それらに加えて、内部監査や監査役監査の実施によって、リスクの発見に努め、必要に応じて、弁護士や社労士、税理士などの社外専門家にリスク対応について助言を受ける体制を整えております。

c. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

d. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。解任決議について、議決権を有する株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

e. 株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

f. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

イ. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財政政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式の取得をすることができる旨を定款で定めております。

ロ. 中間配当制度に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とし、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款で定めております。

ハ. 取締役等の責任免除

当社は、取締役及び監査役（取締役または監査役であったものを含む）が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするため、会社法第426条第1項の規定により、その賠償責任につき、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

g. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償請求責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めており、現在、当社の取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は当該責任限定契約を締結しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性2名 (役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	中村 文隆	1968年6月24日生	1990年3月 1992年12月 2001年3月 2003年10月 2004年11月  2016年7月	(株)シンコーホーム入社 (株)イノアックコーポレーション入社 フォーム断熱(株)入社 BASF INOACポリウレタン(株)入社 当社設立 代表取締役社長就任(現任) Aquafoam Asia Associates Inc. 代表取締役就任(現任)	(注) 1	2,000,700
専務取締役 管理本部 担当	村上 友香	1967年3月13日生	1987年4月 1993年9月 2004年12月 2009年2月 2012年8月 2013年3月	衆議院議員事務所入所 (株)セントラルホームズ入社 当社入社 総務部長 当社取締役総務部長就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任(現任)	(注) 1	275,700
取締役 開発本部 担当	江川 弘	1969年12月24日生	1990年4月  2006年12月 2008年6月  2009年2月 2016年10月	(株)東日本ニューハウス(現(株)ヒノキヤグループ)入社 (株)桧家住宅(現(株)ヒノキヤグループ)取締役商品管理部長就任 (株)桧家住宅つくば(現(株)桧家住宅)常務取締役就任 当社取締役就任(現任) Aquafoam Asia Associates Inc. 取締役就任(現任)	(注) 1	53,100
取締役	土谷 忠彦	1947年10月28日生	2001年1月 2003年5月 2005年6月  2011年5月 2015年6月 2016年3月	(株)ダイエー取締役IR広報室長 同社常務取締役販売統括 (株)イチケン取締役、専務執行役員(管理本部長) 同社代表取締役社長、社長執行役員 同社相談役 当社取締役就任(現任)	(注) 1	10,000
取締役	松田 由貴	1977年4月17日生	2005年10月 2006年10月  2016年1月 2016年6月  2017年3月 2017年5月	司法研修所卒業 弁護士登録 独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援アドバイザー(現任) サンライズ法律事務所所属(現任) 公益財団法人一橋大学後援会 監事(現任) 当社取締役就任(現任) (株)アズ企画設計社外取締役就任(現任)	(注) 1	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	樋口 尚文	1973年3月19日生	1997年10月 2001年4月 2007年8月 2009年8月 2012年4月 2013年1月 2016年6月  2018年4月 2020年3月	中央監査法人入所 公認会計士登録 みずほ証券(株)入社 日本公認会計士協会入職 東北大学会計大学院 准教授就任 太陽有限責任監査法人入所 樋口公認会計士事務所代表就任(現任) 日本紙パルプ商事(株)社外監査役就任(現任) 東北大学会計大学院教授就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)1	
監査役 (常勤)	玉神 順一	1949年5月21日生	1972年3月 2002年2月 2005年2月 2008年2月 2012年2月 2017年3月	ブリヂストンサイクル(株)入社 ブリヂストンサイクル西日本販売(株) 取締役管理部長 ブリヂストンサイクル東日本販売(株) 常務取締役 同社 常務執行役員 同社退任 当社常勤監査役就任(現任)	(注)2	
監査役	中西 勇助	1953年3月11日生	1975年4月 2011年7月 2011年11月 2012年3月 2013年10月 2017年3月	野村證券(株)入社 日本和装ホールディングス(株)入社 同社執行役員就任 当社監査役就任(現任) ゼネリックソリューション(株) 監査役就任 (株)アルテサロンホールディングス 監査役就任	(注)2	
監査役	仁科 秀隆	1979年3月25日生	2002年10月 2003年4月 2006年5月 2010年2月 2011年1月 2013年6月 2014年4月 2017年3月 2017年6月 2019年3月 2019年4月	司法研修所卒業 弁護士登録 アンダーソン・毛利法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)所属 日本銀行業務局に出向 法務省民事局参事官室に出向 中村・角田・松本法律事務所所属 中村・角田・松本法律事務所パートナー(現任) (株)アイネス非常勤監査役 一般社団法人全銀協TIBOR運営機関 全銀協TIBOR監視委員会委員 当社監査役就任(現任) (株)キタムラ社外取締役就任 パリオセキュア(株)監査役就任(現任) (株)キタムラ・ホールディングス社外 取締役就任(現任)	(注)2	
監査役	近藤 弘	1976年1月13日生	1999年10月 2003年4月 2007年8月 2012年8月 2015年10月 2018年1月 2019年3月	中央監査法人入所 公認会計士登録 太陽A S G 監査法人(現太陽有限責任監査法人)入所 太陽A S G 監査法人(現太陽有限責任監査法人)パートナー (株)クリフィックスF A S 代表取締役就任(現任) (株)E N J I N 監査役就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)3	
計						2,339,500

- (注) 1. 取締役の任期は、2019年12月期に係る定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2016年12月期に係る定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 近藤弘の監査役任期は、2019年3月27日就任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役土谷忠彦、柏田由貴、樋口尚文は社外取締役であり、社外役員懇談会構成メンバーです。
5. 監査役玉神順一、中西勇助、仁科秀隆、近藤弘は社外監査役であり、社外役員懇談会構成メンバーです。
6. 専務取締役村上友香は、代表取締役社長中村文隆の実姉です。
7. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務遂行の監督機能の強化、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下の8名で構成されております。

上席執行役員	宇佐美 計史
執行役員 工事本部担当	三 浦 雅 文
執行役員 テクニカルセンター長	永 田 和 久
執行役員 中四国・九州営業本部担当	舎 川 功
執行役員 中部・関西営業本部担当	高 木 秀 彰
執行役員 北海道東北・関東営業本部担当	藤 井 豪 二
執行役員 建築営業本部担当	堀 江 智 彦
執行役員 業務管理本部担当	川 上 千 絵 美

#### 社外役員の状況

当社は経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、社外取締役を3名及び社外監査役を4名選任しております。当社の社外取締役は土谷忠彦氏、柏田由貴氏、樋口尚文氏、社外監査役は、玉神順一氏、中西勇助氏、仁科秀隆氏、近藤弘氏であり、全員で社外役員懇談会を構成しています。その経歴と兼職の状況は、「(2) 役員の状況」に記載のとおりです。

社外取締役土谷忠彦氏は、長年にわたり株式会社イチケンの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断しております。

社外取締役柏田由貴氏は、弁護士としての知識・経験が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。

社外取締役樋口尚文氏は、公認会計士として財務及び会計に関する知識・経験が豊富であり、また、東北大学会計大学院教授も務められており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の適正な経営執行とその監督、監査の強化に活かしていただけると期待しております。

社外監査役玉神順一氏は、長年管理担当役員を歴任されたことによる優れた見識と幅広い経験を生かし、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

社外監査役中西勇助氏は、証券市場に精通しており、上場企業としての高度な専門知識と豊富な経験を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言が得られると期待しております。

社外監査役仁科秀隆氏は、弁護士として法令についての高度な能力・識見に基づき客観的な立場から監査を行なうことができ、経営に関する高い見識を有しているため社外監査役としての職務を適切に遂行できると期待しております。

社外監査役近藤弘氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する知識・経験が豊富であり、これらの専門的な知識・経験と高い見識を社外監査役として当社の取締役会の監督体制の強化に活かしていただけると期待しております。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。社外取締役土谷忠彦氏は、過去に、当社の取引先である株式会社イチケンの業務執行者でしたが、既に退任後1年以上が経過しており、また現在の同社との取引規模、性質に照らしても株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。上記の他は、各社外取締役及び社外監査役と当社との間に重要な取引関係および特別な利害関係はありません。その他、社外取締役及び社外監査役の近親者並びにそれらが取締役等に就任する会社・団体等と当社の間には、人的関係、資本関係及び取引関係はありません。

以上により、社外取締役及び社外監査役は当社から独立していると認識しております。なお当社は、社外取締役及び社外監査役全員を株式会社東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、会計監査人とは相互に連携をとるため、事業所への会計監査人の監査に同行するほか、定期的に監査計画及び監査状況について報告を受けるなど、情報の交換をしております。また、当社は社外役員懇談会を通じて社外取締役及び社外監査役の提言等を活用し、経営の判断に資する情報を得るとともに、経営の効率性、透明性の向上、健全性の確保を行っております。監査役、内部監査人は、監査役監査及び内部監査の有効性、効率性を高めるために相互連携を図っております。また、定期的に会計監査人との意見交換を行い、会計監査の実施状況を確認すると共に、会計監査人の意見を聴取しております。取締役および使用人は、当社の実務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしております。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができます。また、監査役は必要に応じて、代表取締役、内部監査担当部署、監査法人と意見交換を行うこととしております。

財務報告の信頼性・適正性を確保するための財務報告にかかる内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図るため、監査役および内部監査担当部署は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じてその改善策を取締役に報告することとしております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

当社の監査役監査については、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、取締役からの意見聴取、重要な書類の閲覧、内部監査人及び会計監査人との連携により、監査役監査の実効性を確保しております。

監査体制については、常勤監査役玉神順一、非常勤監査役中西勇助、非常勤監査役仁科秀隆、非常勤監査役近藤弘の4名の監査役による体制をとっております。全員が社外監査役であり、これにより監査における独立的な立場の確保を図っております。また、監査役会を設置し、原則として1ヶ月に1回以上開催することで、監査役による緊密な審議及び意見交換等を行うこととしております。なお、監査役近藤弘は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

各監査役は監査役会の定めた監査の方針、監査計画、監査の方法、業務の分担に従い、業務執行の適法性及び財産の状況調査等を通じ取締役の職務遂行の監査を行っております。具体的には、監査役は原則として全員が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べることで、取締役の職務執行の監査を行っております。また、代表取締役社長との会合、執行役員会等の社内の重要な会議への出席、稟議書等の重要書類の閲覧、子会社の調査、取締役や使用人からのヒアリング等を行うことで、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握した上で、業務全般の妥当性・有効性等の監査を行い、必要に応じて助言を行っております。加えて、取締役及び使用人が、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力することとしております。

監査役監査と会計監査との連携に関しましては、会社法及び金融商品取引法の規定に基づく監査の結果について、期末及び必要に応じ四半期末の決算時に監査法人から報告・説明を受けることで、監査法人が行う会計監査についての監視・検証等を行うこととしております。また、監査役監査において財務及び会計に関する専門的な知見が必要となる場合等には、監査法人に意見を求める等、必要な連携を図ることとしております。

#### 内部監査の状況

当社の内部監査については、内部監査室（人員2名）を設置し、専任で内部監査を担当しております。内部監査人は、監査役及び会計監査人と緊密に連携をとりながら社内各部門の監査を実施し、その業務活動が法令・諸規程に準拠し、適正かつ効果的に運営され、会社財産が保全されているかを監視・確認しております。

#### 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 城戸和弘

指定有限責任社員 業務執行社員 草野耕司

##### c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 3名

##### d. 監査法人の選定方針と理由

当社は特段の選定方針は定めておりませんが、当監査法人の品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案し当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したため選定しております。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意を得て、監査役会が会計監査人を解任します。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議します。

##### e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人の品質管理、監査チームの独立性、監査報酬の水準、監査役及び経営者等とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等の評価基準に基づき会計監査人に対して評価を行い、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証しています。その結果、当社の監査役会は、品質管理体制に問題がなく、また、当社の監査を担当するためのリソースや監査チームの独立性にも問題がないこと等、会計監査人评价基準に照らして、有限責任監査法人トーマツを再任することを妥当と判断いたしました。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日 内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) から の規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
27,000		28,400	

b. その他重要な報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

c. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、監査法人から監査日数、提出会社の規模・業務の特性等の要素を勘案して提示を受けた監査報酬見積額に対して内容の説明を受け、協議の上決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針として、個々の役員の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案して決定することとしており、特に取締役については、報酬委員会において取締役報酬内規を定め、役位、経験年数、当社の業績及び業績寄与度を軸に諸般の事情を考慮し決定することとしています。

手続としては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬等（譲渡制限付株式報酬を除く。）については取締役会において配分方法の取り扱いを協議した上で、役付取締役及び社外取締役に構成される報酬委員会の審議を経て、取締役の譲渡制限付株式報酬については報酬委員会にて協議の上、取締役会の決議により決定しており、監査役の報酬等については監査役会の協議により決定しております。報酬委員会のメンバーは、社長、役付取締役及び社外取締役に構成され、オブザーバーとして常勤監査役も出席することができます。

取締役の報酬限度額は、2017年3月28日開催の定時株主総会において取締役10名に対し年額3億円以内と決議しており、また、2019年3月27日開催の定時株主総会にて取締役6名に対し年額70百万円以内として譲渡制限付株式報酬の付与を決議しております。

固定報酬については役職毎にランク付けし、当該ランクをベースとした基礎額に、経験年数及び業績寄与度等を踏まえた評価額を加味して決定しています。また、賞与については、当社の業績を踏まえた上で、上述のランクをベースとした基礎分に、業績寄与度等を踏まえた人事考課分を加味して決定しております。当事業年度においては2019年3月27日の報酬委員会にて協議の上、2019年3月27日の取締役会にて決定しております。

譲渡制限付株式報酬については当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値向上へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との利益共有を図ることを目的として、固定報酬や賞与の枠とは別枠にて支給するものであります。当事業年度においては2019年3月27日の報酬委員会にて協議の上、2019年4月12日の取締役会にて決定しております。なお、スキームにつきましては以下のとおりであります。

## ・譲渡制限付株式報酬の概要

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年250,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

## ( ) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日から40年間までの間で当社の取締役会が予め定めた期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

## ( ) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が継続して、当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、死亡、任期満了又は定年により当社の取締役の地位を喪失した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

## ( ) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間の満了日までに、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合には、死亡又は任期満了その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除き、当社は本株式の全部を無償で取得する。

その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

## ( ) 組織再編等における取扱い

上記( )の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完

全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

( ) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

また、監査役の報酬限度額は、2013年3月29日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。監査役の報酬は月額報酬と賞与で構成されており、上記限度額の範囲内で監査役会の協議により決定しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	譲渡制限付株式 報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	168,195	139,200	1,295	27,700	8
監査役 (社外監査役を除く)					
社外役員	23,600	23,100		500	6

(注) 上記の取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与及び賞与は含んでおりません。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額等が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的として区分しています。なお、当社の保有する投資株式はすべて純投資目的以外の目的で保有しています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な視点に立ち、安定的な取引関係並びに緊密な協力関係の維持及び強化等を図るため、当社の企業価値の向上に資するものを対象に株式の政策保有を行います。継続的な取引を前提に取引先企業の株式を保有することは、安定的な関係構築の有効な手段であり、中長期的な企業価値の向上につながるものと考えています。個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証につきましては、毎年取締役会にて、当事業年度の保有株式における投資額と、対象銘柄との取引実績に基づいて、保有の意義と経済合理性を検証し、保有継続の可否及び保有株式数を見直しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	2	1,100

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式	2	120	取引先持株会の加入による毎月定額取得によるものであります。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
大東建託(株)	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的は安定的な関係構築であり、定量的な保有効果については記載が困難であります。株式数が増加した理由は取引先持株会の加入による毎月定額取得によるものであります。	無
	75	65		
住友不動産(株)	76	979	保有目的は安定的な関係構築であり、定量的な保有効果については記載が困難であります。株式数が増加した理由は取引先持株会の加入による毎月定額取得によるものであります。	無
	1,024	19		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。個別銘柄の保有の合理性に関する取締役会等における検証につきましては、毎年取締役会にて、当事業年度の保有株式における投資額と、対象銘柄との取引実績に基づいて、保有の意義と経済合理性を検証し、保有継続の可否及び保有株式数を見直しております。

保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの  
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの  
該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構への加入、また、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計専門書の購読を行っております。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,893,680	1,878,403
受取手形	927,995	1,084,397
売掛金	3,694,888	3,932,901
商品	188,350	312,544
仕掛品	150,609	240,461
原材料及び貯蔵品	885,483	1,125,393
前渡金	102,269	20,860
前払費用	65,435	60,965
未収入金	3,071,325	2,590,160
未収消費税等	5,581	-
その他	16,615	12,984
貸倒引当金	20,155	21,070
流動資産合計	10,982,077	11,238,003
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,567,397	1,615,203
構築物（純額）	155,442	144,643
機械及び装置（純額）	81,006	75,029
車両運搬具（純額）	13,499	5,737
工具、器具及び備品（純額）	35,353	34,760
土地	1,168,816	1,518,397
リース資産（純額）	76,254	59,467
建設仮勘定	-	220,716
有形固定資産合計	1 3,097,770	1 3,673,954
無形固定資産		
借地権	15,000	15,000
ソフトウェア	13,823	18,612
ソフトウェア仮勘定	43,900	6,520
その他	6,761	63,360
無形固定資産合計	79,485	103,492
投資その他の資産		
投資有価証券	979	1,100
関係会社株式	16,988	16,988
出資金	10	10
従業員に対する長期貸付金	2,240	4,061
長期前払費用	9,324	15,021
繰延税金資産	73,798	208,605
敷金及び保証金	117,720	113,002
その他	2,416	11,249
貸倒引当金	1,039	6,336
投資その他の資産合計	222,438	363,702
固定資産合計	3,399,694	4,141,149
資産合計	14,381,771	15,379,153

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	5,042,709	4,614,948
短期借入金	2,440,000	2,000,000
1年内返済予定の長期借入金	199,200	136,800
リース債務	9,463	25,986
未払金	227,222	238,653
未払費用	152,568	392,439
未払法人税等	92,787	691,475
未払消費税等	-	182,142
前受金	19,336	23,215
預り金	18,776	22,261
賞与引当金	17,888	21,585
その他	46,290	42,898
流動負債合計	8,266,243	8,392,406
固定負債		
長期借入金	136,800	-
リース債務	27,636	76,848
資産除去債務	38,634	38,859
その他	27,241	28,005
固定負債合計	230,312	143,713
負債合計	8,496,555	8,536,119
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,901,969	1,903,369
資本剰余金		
資本準備金	1,881,969	1,883,369
その他資本剰余金	-	140
資本剰余金合計	1,881,969	1,883,509
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,313,973	4,266,287
利益剰余金合計	3,313,973	4,266,287
自己株式	1,212,780	1,210,137
株主資本合計	5,885,132	6,843,029
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	83	4
評価・換算差額等合計	83	4
純資産合計	5,885,216	6,843,033
負債純資産合計	14,381,771	15,379,153

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	19,417,166	21,366,509
売上原価	1 15,526,150	1 15,962,854
売上総利益	3,891,016	5,403,654
販売費及び一般管理費	2 3,124,087	2 3,493,683
営業利益	766,928	1,909,971
営業外収益		
受取利息	4,936	6,298
受取保険金	13,215	10,176
助成金収入	4,000	3,740
業務受託料	2,500	3,754
その他	3,007	7,012
営業外収益合計	27,660	30,982
営業外費用		
支払利息	10,141	9,690
売上割引	18,791	21,788
その他	962	45
営業外費用合計	29,895	31,523
経常利益	764,693	1,909,431
特別利益		
固定資産売却益	3 1,995	3 2,186
特別利益合計	1,995	2,186
特別損失		
固定資産売却損	4 1,240	4 358
固定資産除却損	5 3,396	5 2,506
特別損失合計	4,637	2,864
税引前当期純利益	762,051	1,908,752
法人税、住民税及び事業税	249,666	768,500
法人税等調整額	23,010	134,772
法人税等合計	272,677	633,728
当期純利益	489,374	1,275,023

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		9,843,793	63.2	9,756,665	60.8
外注費		5,023,043	32.2	5,164,289	32.2
労務費		372,973	2.4	663,717	4.1
経費		345,124	2.2	468,033	2.9
当期製造費用		15,584,934	100.0	16,052,706	100.0
仕掛品期首たな卸高		91,825		150,609	
合計		15,676,759		16,203,315	
仕掛品期末たな卸高		150,609		240,461	
当期売上原価		15,526,150		15,962,854	

(注)当社の原価計算は個別原価計算による実際原価計算です。

経費のうち主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	43,879	41,679
消耗品費	88,400	105,379
旅費交通費	48,161	55,750
賃借料	57,082	69,478

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,893,849	1,873,849	-	1,873,849
当期変動額				
剰余金の配当				
新株の発行(新株予約権の行使)	8,120	8,120		8,120
自己株式の取得				
自己株式の消却				
自己株式の処分				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	8,120	8,120	-	8,120
当期末残高	1,901,969	1,881,969	-	1,881,969

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	その他利益剰余金				
	繰越利益剰余金				
当期首残高	3,740,419	1,999,980	5,508,138	406	5,508,544
当期変動額					
剰余金の配当	128,620		128,620		128,620
新株の発行(新株予約権の行使)			16,240		16,240
自己株式の取得			-		-
自己株式の消却	787,200	787,200	-		-
自己株式の処分			-		-
当期純利益	489,374		489,374		489,374
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				322	322
当期変動額合計	426,445	787,200	376,994	322	376,671
当期末残高	3,313,973	1,212,780	5,885,132	83	5,885,216

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,901,969	1,881,969	-	1,881,969
当期変動額				
剰余金の配当				
新株の発行(新株予約権の行使)	1,400	1,400		1,400
自己株式の取得				
自己株式の消却				
自己株式の処分			140	140
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	1,400	1,400	140	1,540
当期末残高	1,903,369	1,883,369	140	1,883,509

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	その他利益剰余金				
	繰越利益剰余金				
当期首残高	3,313,973	1,212,780	5,885,132	83	5,885,216
当期変動額					
剰余金の配当	322,710		322,710		322,710
新株の発行(新株予約権の行使)			2,800		2,800
自己株式の取得		14	14		14
自己株式の消却			-		-
自己株式の処分		2,656	2,797		2,797
当期純利益	1,275,023		1,275,023		1,275,023
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				79	79
当期変動額合計	952,313	2,642	957,896	79	957,817
当期末残高	4,266,287	1,210,137	6,843,029	4	6,843,033

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	762,051	1,908,752
減価償却費	156,446	165,361
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,699	6,210
賞与引当金の増減額(は減少)	1,087	3,696
受取利息及び受取配当金	4,936	6,298
支払利息	10,141	9,690
受取保険金	13,215	10,176
助成金収入	4,000	3,740
業務受託料	2,500	3,754
固定資産除売却損益(は益)	2,641	678
売上債権の増減額(は増加)	776,946	394,416
たな卸資産の増減額(は増加)	416,392	453,955
仕入債務の増減額(は減少)	873,767	427,761
未収入金の増減額(は増加)	612,472	475,853
その他	118,548	570,064
小計	145,574	1,840,204
利息及び配当金の受取額	4,936	6,298
保険金の受取額	13,215	10,176
助成金の受取額	4,000	3,740
業務受託料の受取額	2,500	3,754
利息の支払額	10,141	9,690
法人税等の支払額	228,101	197,195
営業活動によるキャッシュ・フロー	359,164	1,657,289
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	74,382	730,598
有形固定資産の売却による収入	4,298	6,818
無形固定資産の取得による支出	15,300	39,660
投資有価証券の取得による支出	149	235
その他	45,774	6,166
投資活動によるキャッシュ・フロー	39,758	769,841
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	605,000	440,000
長期借入金の返済による支出	199,200	199,200
ファイナンス・リース債務の返済による支出	23,464	17,052
セール・アンド・リースバックによる収入	46,264	73,562
株式の発行による収入	16,240	2,800
自己株式の取得による支出	-	14
配当金の支払額	128,620	322,820
財務活動によるキャッシュ・フロー	316,219	902,724
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	82,703	15,276
現金及び現金同等物の期首残高	1,976,384	1,893,680
現金及び現金同等物の期末残高	1,893,680	1,878,403

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のあるもの . . . . . 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による算定)

市場価格のないもの . . . . . 移動平均法による原価法

(2) 子会社株式 . . . . . 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	3年～20年
機械及び装置	2年～15年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資であります。

## 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

### (1) 概要

国際会計基準委審議会( IASB )及び米国財務会計基準審議会( FASB )は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」( IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606 )を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代価的な取扱いを追加することとされております。

### (2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用する予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額について、現時点では評価中であり、ます。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」56,350千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」73,798千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
745,892千円	822,501千円

(損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切り下げ後の金額であり、次のたな卸評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
4,616 千円	13,391 千円

- 2 販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	167,472 千円	190,566 千円
給与及び手当	1,075,122 "	1,105,436 "
賞与	148,835 "	237,648 "
賞与引当金繰入額	14,451 "	14,515 "
法定福利費	204,383 "	222,726 "
旅費及び交通費	204,676 "	226,390 "
地代家賃	201,343 "	204,884 "
減価償却費	103,662 "	108,038 "
貸倒引当金繰入額	2,709 "	8,961 "
おおよその割合		
販売費	4.4 %	5.8 %
一般管理費	95.6 "	94.5 "

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)		(自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	
リース資産	1,555	千円	1,379	千円
機械装置	221	"	222	"
車両運搬具	218	"	584	"
計	1,995	千円	2,186	千円

4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)		(自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	
リース資産		千円	170	千円
車両運搬具	1,240	"		"
機械及び装置		"	187	"
計	1,240	千円	358	千円

5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)		(自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	
建物	218	千円		千円
建物附属設備	83	"		"
機械及び装置	910	"	0	"
工具器具備品	0	"		"
リース資産	2,183	"	1,257	"
構築物		"	1,249	"
計	3,396	千円	2,506	千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,220,000	116,000	1,600,000	34,736,000

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加116,000株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 普通株式の発行済株式総数の減少1,600,000株は、2018年1月18日の取締役会決議による自己株式の消却1,600,000株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,065,000		1,600,000	2,465,000

(注) 自己株式の株式数の減少1,600,000株は、2018年1月18日の取締役会決議による自己株式の消却1,600,000株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2013年ストック・オプションとしての新株予約権						
合計						

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月27日 定時株主総会	普通株式	128,620	4.00	2017年12月31日	2018年3月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	322,710	10.00	2018年12月31日	2019年3月28日

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	34,736,000	20,000		34,756,000

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加20,000株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,465,000	28	5,400	2,459,628

(注) 変動事由の概要

自己株式の株式数の増加28株は、単元未満株式の買取りによるもので、自己株式の株式数の減少5,400株は、2019年3月27日開催の定時株主総会決議による譲渡制限付株式報酬の付与によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2013年ストック・オプションとしての新株予約権						
合計						

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月27日 定時株主総会	普通株式	322,710	10.00	2018年12月31日	2019年3月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	549,038	17.00	2019年12月31日	2020年3月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定	1,893,680千円	1,878,403千円
現金及び現金同等物	1,893,680千円	1,878,403千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、熱絶縁工事業における施工機械の機械装置及び車両であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

区分	当事業年度(2019年12月31日)
1年内	25,337
1年超	72,579
合計	97,917

(注) 前事業年度につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に熱絶縁工事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を自己資金及び外部からの借入で充当しております。一時的な余資は安全性の高い短期の金融資産に限定し運用を行っております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に車両運搬具に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、主として決算日後2年以内に返済期日を迎えるものです。また、営業債務や借入金等の金銭債務は流動性リスクに晒されていますが、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。当期の貸借対照表日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表示されます。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前事業年度 (2018年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,893,680	1,893,680	-
(2) 受取手形	927,995		
(3) 売掛金	3,694,888		
(4) 未収入金	3,071,325		
貸倒引当金 1	20,155		
	7,674,053	7,674,053	-
資産計	9,567,733	9,567,733	-
(1) 買掛金	5,042,709	5,042,709	-
(2) リース債務 2	37,099	35,500	1,601
(3) 未払金	227,222	227,222	-
(4) 未払法人税等	92,787	92,787	-
(5) 短期借入金	2,440,000	2,440,000	-
(6) 長期借入金 3	336,000	334,575	1,425
負債計	8,175,817	8,172,794	3,026

- 1 受取手形、売掛金及び未収入金に対する貸倒引当金を控除しております。
- 2 流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。
- 3 「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

当事業年度 (2019年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,878,403	1,878,403	-
(2) 受取手形	1,084,397		
(3) 売掛金	3,932,901		
(4) 未収入金	2,590,160		
貸倒引当金	21,070		
	7,586,389	7,586,389	-
資産計	9,464,793	9,464,793	-
(1) 買掛金	4,614,948	4,614,948	-
(2) リース債務	102,834	98,435	4,399
(3) 未払金	238,653	238,653	-
(4) 未払法人税等	691,475	691,475	-
(5) 短期借入金	2,000,000	2,000,000	-
(6) 1年内返済予定の長期借入金	136,800	136,800	-
負債計	7,784,711	7,780,312	4,399

受取手形、売掛金及び未収入金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、及び(4) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(3)未払金、(4) 未払法人税等、(5) 短期借入金、及び(6) 1年内返済予定の長期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

これらは、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
関係会社株式	16,988	16,988
出資金	10	10

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含まれておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2018年12月31日)

	1年以内 (千円)
現金及び預金	1,893,680
受取手形	927,995
売掛金	3,694,888
未収入金	3,071,325
合計	9,587,889

当事業年度 (2019年12月31日)

	1年以内 (千円)
現金及び預金	1,878,403
受取手形	1,084,397
売掛金	3,932,901
未収入金	2,590,160
合計	9,485,864

(注4) 長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2018年12月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	9,463	9,610	8,514	6,955	2,555	-
短期借入金	2,440,000	-	-	-	-	-
長期借入金	199,200	136,800	-	-	-	-
合計	2,648,663	146,410	8,514	6,955	2,555	-

当事業年度 (2019年12月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	25,986	25,075	23,704	19,492	8,577	-
短期借入金	2,000,000	-	-	-	-	-
長期借入金	136,800	-	-	-	-	-
合計	2,162,786	25,075	23,704	19,492	8,577	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(当事業年度の貸借対照表上額は16,988千円、前事業年度の貸借対照表上額は16,988千円)は、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

2. その他有価証券

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前事業年度57,999千円、当事業年度64,957千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

(第1回新株予約権)

会社名	提出会社
決議年月日	2013年2月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 93名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,000,000株
付与日	2013年3月27日
権利確定条件	(1)新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役、監査役の任期満了による退任、定年退職ほか取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 (2)当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場していること。 (3)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。
対象勤務期間	-
権利行使期間	2015年3月1日～2023年1月31日

- (注) 1 2013年7月1日付をもって普通株式1株を100株にする株式分割を行い、2015年1月1日付をもって普通株式1株を5株にする株式分割を行っております。これに伴い、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
- 2 付与対象者の区分及び人数は付与日時点のものであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に変換して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	-
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前事業年度末	24,000
権利確定	-
権利行使	20,000
失効	-
未行使残	4,000

(注) 当社は、2013年7月1日付にて普通株式1株につき100株の割合で、また、2015年1月1日付にて普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	140
行使時平均株価(円)	566
付与日における公正な評価単価(円)	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積もり方法を単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
当事業年度末における本源的価値の合計額	7,128	1,948
当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額	-	-

なお、本源的価値の算定においては、期末日現在の株価の終値をもって本源的価値を算定しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
賞与引当金	5,473千円	6,605千円
未払事業税	8,382 "	37,382 "
未払費用	19,591 "	108,758 "
原材料評価損	5,209 "	9,307 "
敷金償却費	3,396 "	5,396 "
貸倒引当金	6,485 "	8,386 "
ソフトウェア仮勘定	8,262 "	6,540 "
資産除去債務	11,822 "	11,891 "
その他	15,996 "	24,539 "
繰延税金資産合計	84,621千円	218,808千円

(繰延税金負債)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
その他有価証券評価差額金	36千円	1千円
資産除去債務	10,786 "	10,200 "
繰延税金負債合計	10,823千円	10,202千円
繰延税金資産の純額	73,798千円	208,605千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0 "	1.7 "
住民税均等割	5.3 "	2.2 "
所得拡大促進税制等の税額控除	2.2 "	1.1 "
その他	0.1 "	0.1 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.8%	33.2%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、熱絶縁工事業及び付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントがないため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
伊藤忠建材(株)	2,189,695	熱絶縁工事業

当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
SMB建材(株)	2,526,494	熱絶縁工事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

親会社及び法人主要株主等との取引について重要なものはありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

親会社及び法人主要株主等との取引について重要なものはありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等との取引は重要性がないため記載しておりません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等との取引は重要性がないため記載しておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等との取引は重要性がないため記載しておりません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等との取引は重要性がないため記載しておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

役員等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
役員	村上友香	-	-	専務 取締役	(被所有) 直接0.73%	-	新株予約権 (ストック オプション) の行使	11,900	-	-

(注) 新株予約権の行使は、2013年2月15日の臨時株主総会特別決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

役員等

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等との取引は重要性がないため記載しておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)ヒノキヤグループ（東京証券取引所 第一部に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	182.36円	211.88円
1株当たり当期純利益金額	15.19円	39.50円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	15.16円	39.48円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	489,374	1,275,023
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	489,374	1,275,023
普通株式の期中平均株式数(株)	32,201,334	32,278,961
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	63,092	14,518
(うち、新株予約権)(株)	(63,092)	(14,518)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	1,784,022	114,712	-	1,898,734	283,531	66,906	1,615,203
構築物	245,554	13,265	1,545	257,274	112,630	22,814	144,643
機械及び装置	191,373	15,177	3,953	202,598	127,569	20,952	75,029
車両運搬具	27,377	-	5,238	22,138	16,401	3,365	5,737
工具、器具及び備品	98,179	11,921	2,290	107,810	73,050	10,401	34,760
土地	1,168,816	349,580	-	1,518,397	-	-	1,518,397
リース資産	328,339	10,797	70,351	268,784	209,317	25,269	59,467
建設仮勘定	-	651,995	431,278	220,716	-	-	220,716
有形固定資産計	3,843,663	1,167,450	514,657	4,496,455	822,501	149,709	3,673,954
無形固定資産							
借地権	15,000	-	-	15,000	-	-	15,000
ソフトウェア	38,310	76,730	65,470	49,570	30,957	6,470	18,612
ソフトウェア仮勘定	43,900	29,310	66,690	6,520	-	-	6,520
その他	13,130	65,780	-	78,910	15,549	9,181	63,360
無形固定資産計	110,340	171,820	132,160	150,000	46,507	15,652	103,492
長期前払費用	11,614	6,578	-	18,192	3,171	882	15,021

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(単位：千円)

建物	新潟営業所建設	114,712
土地	厚木営業所	194,108
建設仮勘定	金沢営業所建設	92,701

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,440,000	2,000,000	0.3	
1年以内に返済予定の長期借入金	199,200	136,800	0.7	
1年以内に返済予定のリース債務	9,463	25,986	1.7	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	136,800			
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	27,636	76,848	1.7	2021年 ~2024年
合計	2,813,099	2,239,634		

- (注) 1. リース債務の平均利率については、期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。  
2. 借入金の利率及び残高は当事業年度末のものを使用しております。  
3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	25,075	23,704	19,492	8,577

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	21,195	27,007		20,796	27,406
賞与引当金	17,888	21,585	17,888		21,585

- (注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は洗替による取崩額及び債権の回収に伴う目的取り崩しであります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務については、資産除去債務の負債計上及び対応する除去費用の資産計上に代えて、賃借契約に関連する敷金の回収が見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法をとっております。このため該当事項はありません。

なお、当事業年度に発生した資産除去債務については、当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	56
預金	
当座預金	1,206,292
普通預金	672,055
定期預金	
小計	1,878,347
合計	1,878,403

受取手形  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
北恵(株)	175,956
ナイス(株)	92,740
(株)イタヤ	63,974
(株)ジューテック	58,857
越智産業(株)	54,523
その他	638,345
合計	1,084,397

期日別内訳

期日	金額(千円)
2019年12月	72,463
2020年1月	276,673
2月	285,847
3月	273,932
4月	170,431
5月以降	5,049
合計	1,084,397

売掛金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
伊藤忠建材(株)	476,123
SMB建材(株)	279,319
共ショウ(株)	139,372
清水建設(株)	114,152
田村駒エンジニアリング(株)	96,341
その他	2,827,593
合計	3,932,901

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
3,694,888	23,689,824	23,451,810	3,932,901	85.6	59

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

未収入金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
山一化学工業(株)	430,893
明和油化工業(株)	80,382
エスジーケミカル(株)	71,883
大東化学(株)	62,118
サンデザイン企画	54,618
その他	1,890,264
合計	2,590,160

商品

区分	金額(千円)
リアクター	164,378
発電機	44,125
キャンター	25,898
コンプレッサー	19,759
その他	58,382
合計	312,544

仕掛品

区分	金額(千円)
木造未成工事	155,142
建築未成工事	27,957
リフォーム機械	54,770
副資材	2,591
合計	240,461

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原料	
アクアフォーム原料	961,816
素原料	155,749
副資材	3,465
貯蔵品	4,362
合計	1,125,393

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三井物産ケミカル(株)	385,886
ダウ・ケミカル日本(株)	341,821
住化コベストロウレタン(株)	185,773
サンデザイン企画	79,184
(株)アーバン建装	75,460
その他	3,546,821
合計	4,614,948

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
売上高 (千円)	4,808,387	10,003,505	15,367,570	21,366,509
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	357,342	721,504	1,283,597	1,908,752
四半期(当期)純利益金額 (千円)	231,945	470,316	846,797	1,275,023
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	7.18	14.57	26.23	39.50

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	7.18	7.38	11.66	13.26

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日及び12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただしやむを得ない事由により電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告URL <a href="http://www.n-aqua.co.jp/">http://www.n-aqua.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第15期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)2019年3月28日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年3月28日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第16期第1四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)2019年5月13日 関東財務局長に提出。

事業年度 第16期第2四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月9日 関東財務局長に提出。

事業年度 第16期第3四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月11日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ  
く臨時報告書

2019年3月29日関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年3月27日

株式会社 日本アクア

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 城戸和弘

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 草野耕司

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本アクアの2019年1月1日から2019年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本アクアの2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日本アクアの2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社日本アクアが2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。